

第1 安全で快適な道路の整備

I 基本的な考え方

道路は単に自動車交通に主眼をおいた人や物の流れの円滑化や、市民生活、産業活動の効率性を高める機能だけではなく、火災や震災に対する生活の安全性を保障する防災機能、都市の快適性やイメージを形成する都市空間としての機能も果たしています。しかし、過度に車に依存した結果として、交通災害や地球温暖化などの環境負荷が深刻な問題として認識される中、自動車使用を抑制する交通体系の構築が社会的に要請されています。

これまで、幹線道路の整備として、三鷹都市計画道路3・4・13号線（人見街道から連雀通りまで）の用地取得に取り組むとともに、市道の整備として、平成15年度に国から指定を受けた「あんしん歩行エリア」の整備のほか、京王井の頭線三鷹台第2号踏切、堀合地下道、市道第6号線（むらさき橋通り）などのバリアフリー化を進めてきました。

道路の整備にあたっては、誰もが安心して通行できる道路環境の創出をめざし、平成15年度に策定した「バリアフリーのまちづくり基本構想」により位置づけた重点整備路線、重点整備地区を中心に、段差の解消、電柱の移設等を推進し、安全で快適な歩行空間の整備を行っていきます。

市内の幹線道路（都市計画道路）については、平成19年3月末現在で、整備率が39.1%と低率なことから、環境や景観に配慮した質の高い道路づくりの考え方を軸に、地域のまちづくりとの一体性なども考慮し、近隣市と連携した広域的な道路行政を推進します。また、既存の道路の歩道整備については、必要箇所についての調査を行い重点的な整備を行います。さらに、自転車交通は環境にやさしく、健康的であることから再評価されており、国の自転車通行環境に関するモデル地区事業として、かえで通り等における自転車道等の整備に取り組みます。

一方、生活道路の整備については、「生活道路網整備基本方針」に基づき、地域のまちづくりとも連携しながら、災害等に備えて、市内の狭い道路の拡幅や細街路の整備を計画的に推進します。主要生活道路の整備としては、平成17年10月に策定した「市道第135号線（三鷹台駅前通り）

緊急整備方針」に基づき、早急に整備が必要な区間について、交通安全やバリアフリーに配慮した歩道空間の整備を進めます。また、バリアフリーに配慮した歩行空間の高品質化と環境向上を図り、整備に際してはコミュニティ道路的な要素を取り入れるとともに、市民と協働で「ほっとベンチ」を設置するなど、歩行者の安全確保とバリアフリー化を進めるほか、生活道路とコミュニティ道路、遊歩道等のネットワーク化を図り、「緑と水の基本計画（第2次緑と水の回遊ルート整備計画）」の推進を図ります。

本市の東部を縦貫する東京外かく環状道路は、関越自動車道の大泉ジャンクションから東名高速道路の間の約16kmが昭和41年7月に都市計画決定（高架構造）され、昭和45年10月以降事業実施が凍結されていましたが、東京都では平成19年4月6日に大深度地下方式とする都市計画変更を決定しました。国と東京都は、平成13年4月に地下構造を基本とした「計画のたたき台」を、平成15年3月には大深度地下を活用し早期の完成をめざす「東京外かく環状道路（関越道～東名高速道）に関する方針について」を発表し、その後、PI外環沿線会議等で協議を進めてきました。計画線は、早くから形成された良好な住宅地を通り、中央ジャンクション、東八インターチェンジ及び換気所が設置されるなど、沿線各市の中で最も大きな影響を受けることになります。周辺の利用交通の増大や、環境悪化が危惧されており、周辺地域の環境や交通など、まちづくり対策については、いまだ具体性が十分でないため、現段階では、事業着手まで容認するものではありません。平成19年1月には、審議会等での審議、市民からの意見を踏まえ、国及び東京都へ「東京外かく環状道路計画の都市計画案に係る意見書」及び「要望書」を提出しました。現在、平成19年2月の国及び東京都からの「回答書」に基づき、良好な生活環境の維持、市民の利便性向上、安全・安心のまちづくりが進展するように、ワークショップ形式の市民参加機会の充実を要請しており、今後も、市議会の意向も踏まえながら、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう取り組んでいきます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
「バリアフリー道路」(注1)の延長	1,165m	2,864m	5,912m	7,280m
「バリアフリー化に向けて改修した道路」(注2)の延長	—	2,523m	5,208m	9,000m

「バリアフリー道路」や「バリアフリー化に向けて改修した道路」の整備延長により、バリアフリーの道路づくりの進捗状況を示す指標です。道路のバリアフリー化を図ることにより、全ての人にとって安全な道路をめざします。

(注1)「バリアフリー道路」：歩道の有効幅員や勾配などが「道路の移動円滑化整備ガイドライン(国土交通省)」や「東京都福祉のまちづくり条例」による“施設整備マニュアル”に適合している道路をいいます。バリアフリー道路の延長は5,912mとなり、中期目標5,500mに対して107.5%の達成率になりました。

(注2)「バリアフリー化に向けて改修した道路」：歩道の拡幅や電柱等の移設により歩道の有効幅員を広げたり、歩道を改修して段差の解消を図ることなどにより、歩行空間の確保等の改善がなされた道路をいう。また目標値は、平成13年度以降に新たに整備した道路の総延長とします。バリアフリー化に向け改修した道路の延長は 5,208m となり、中期目標9,000m に対して57.9%の達成率になりました。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
都市計画道路の整備率	34.9%	38.3%	39.1%	50.2%

三鷹市が近隣に比べて遅れている都市計画道路の整備率による指標です。都市計画道路網全体の見直しとともに整備率の向上をめざします。

III 施策・主な事業の体系

1 道路の計画的整備の推進	(1)都市計画道路の見直しの実施	主要 ①都市計画道路の見直しの実施
	(2)「生活道路網整備基本方針」の推進	新拡 ①「生活道路網整備基本方針」の推進
2 幹線道路の整備	(1)主要幹線道路の整備	主要 ①東八道路の整備の促進 主要 ②調布保谷線の整備の促進
	(2)幹線道路の整備	主要 ①3・4・7号線(連雀通り)整備の促進
		主要 ②3・4・13号線(牟礼地区)整備の促進
		主要 ③3・4・20号線(天文台通り)整備の促進
		主要 ④3・4・14号線(吉祥寺通り)整備の促進
		主要 ⑤3・4・9号線(三鷹通り～武蔵野市境)整備の促進
		主要 ⑥3・4・19号線(調布基地跡地周辺)整備の促進
	(3)準幹線道路の整備	主要 ⑦3・4・11号線(北野地区)整備の促進
		主要 ⑧3・4・12号線(牟礼・北野地区)整備の促進
	(4)幹線道路の交差点等の整備	主要 ①区域内幹線道路(第2期)の整備 (「第2部-第6 再開発の推進」参照)
新拡 ②人見街道の整備の促進		
3 生活道路等の整備	(1)主要生活道路の整備	主要 ①市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備
		主要 ②市道第47号線(牟礼地区)の整備 ③市道第56号線(井の頭地区)の整備
	(2)地域生活道路の整備	①狭あい道路拡幅の推進
		②建築指導との連携の強化
	(3)コミュニティ道路の整備	①大沢ふるさとセンター周辺の整備
	(4)遊歩道・緑道の整備	①道路施設のデザイン化の推進
②ジョギングコース・散歩道の整備の検討		

4 バリアフリーの道路づくり	(1)バリアフリーの道路づくりの推進	主要 ①バリアフリーの道路整備の推進 主要 ②バリアフリー重点整備路線(吉祥寺通り等)の整備の促進 主要 ③中央通りモール化事業の推進 (「第2部-第6 再開発の推進」参照) 主要 ④架空線の地中化・無電柱化の促進 主要 ⑤電柱移設等による歩行空間の改善の促進 主要 ⑥歩道の拡幅整備 主要 ⑦ベンチのあるみちづくりの推進
	(2)歩行者の安全確保	①不法占用物件の取締り強化 ②歩車道分離の推進 ③交通安全施設(カーブミラー・標識等)の設置・管理 ④生活道路・通学路における安全の確保
5 道路環境の向上	(1)良好な沿道環境の形成	新・拡 ①街路灯の整備及び明るさ(照度)アップ 新・拡 ②迷惑喫煙、ポイ捨ての防止 ③街路樹・植栽の整備 ④沿道緑化の推進 ⑤透水性舗装による整備
	(2)自転車交通の環境整備	主要 ①自転車道等のモデル路線整備 ②駐輪場の整備
	(3)防災機能の強化	①都市計画道路の整備促進 ②狭あい道路の拡幅整備
	(4)まちづくりと一体となった道路づくりの推進	主要 ①「あんしん歩行エリア」の指定を活用した整備の推進 主要 ②まちづくり推進地区の活用 (「第3部-第3 住環境の改善」参照) 主要 ③地区計画制度等の活用 (「第3部-第3 住環境の改善」参照) 新・拡 ④コミュニティ・ゾーン設定の検討 (「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照)
6 維持・管理の充実強化	(1)自主管理方式の導入	新・拡 ①みちパートナー事業等の推進
	(2)街路樹の維持管理	①街路樹剪定の実施
	(3)道路管理の指導強化	①道路パトロールの充実 ②交通管理者との連携の強化
	(4)公共基準点の管理保全	①公共基準点の管理保全
7 推進体制の整備	(1)道路行政の推進	①道路用地取得の推進 ②地籍調査の検討
	(2)広域的道路行政への取り組み	主要 ①東京外かく環状道路計画に対する検討と国等への要請 ②広域的道路行政への取り組み
	(3)道路づくり等における市民参加手法の検討	新・拡 ①道路づくり等における市民参加手法の検討
	(4)バリアフリーの推進体制の整備	主要 ①バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実 (「第3部-第3 住環境の改善」参照)

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

IV 主要事業の内容とスケジュール

1-(1)-① 都市計画道路の見直しの実施

現在の都市計画道路は、主に昭和30年代から昭和40年代に計画決定されていますが、その当時に比べ社会状況や経済状況が大きく変化してきています。そこで、21世紀にふさわしい道路づくりを、沿道を含めた総合的なまちづくりと捉え、広く市民の意見を聴きながら、個々の都市計画道路の必要性、役割や規格についての見直しを行います。

(市・都・市民)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
都市計画道路の見直しの実施	見直しの完了		19 検討			22 実施

■ 2-(1)-① 東八道路の整備の促進

■ 2-(1)-② 調布保谷線の整備の促進

主要幹線道路の整備として、以下の事業に取り組みます。

- ・東八道路の整備の促進（市・都）
- ・調布保谷線の整備の促進（市・都）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
東八道路の整備の促進	整備完了	促進	19 促進		21 整備完了	
調布保谷線の整備の促進	整備完了	促進	19 促進			22 整備完了

■ 2-(2)-① 3・4・7号線(連雀通り)整備の促進

■ 2-(2)-② 3・4・13号線(牟礼地区)整備の推進

■ 2-(2)-③ 3・4・20号線(天文台通り)整備の促進

■ 2-(2)-④ 3・4・14号線(吉祥寺通り)整備の促進

■ 2-(2)-⑤ 3・4・9号線(三鷹通り～武蔵野市境)整備の推進

■ 2-(2)-⑥ 3・4・19号線(調布基地跡地周辺)整備の促進

■ 2-(2)-⑦ 3・4・11号線(北野地区)整備の促進

■ 2-(2)-⑧ 3・4・12号線(牟礼・北野地区)整備の促進

バリアフリーのまちづくり基本構想において、重点整備路線に位置づけた都道（連雀通り、吉祥寺通り）をはじめとする幹線道路の整備として、以下の事業に取り組みます。

- ・3・4・7号線（連雀通り）整備の促進（市・都）
- ・3・4・13号線（牟礼地区）整備の推進（市）
- ・3・4・20号線（天文台通り）整備の促進（市・都）
- ・3・4・14号線（吉祥寺通り）整備の促進（市・都）
- ・3・4・9号線（三鷹通り～武蔵野市境）整備の推進（市）
- ・3・4・19号線（調布基地跡地周辺）整備の促進（市・都）
- ・3・4・11号線（北野地区）整備の促進（市・都）
- ・3・4・12号線（牟礼・北野地区）整備の促進（市・都）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
3・4・7号線(連雀通り)整備の促進	みちづくりまちづくり パートナー事業の推進	整備事業の促進	19 促進			22 測量
3・4・13号線(牟礼地区)整備の推進 (事業費:約12億6千万円)	牟礼Ⅱ期整備事業の推進	用地取得率 24.6%	用地買収			
3・4・20号線(天文台通り)整備の促進	整備事業の促進	促進	促進			
3・4・14号線(吉祥寺通り)整備の促進	整備事業の促進	促進	促進			
3・4・9号線(三鷹通り～武蔵野市境)整備の推進	測量の実施					22 測量
3・4・19号線(調布基地跡地周辺)整備の促進	整備事業の促進	促進	促進			
3・4・11号線(北野地区)整備の促進	整備事業の促進	促進	促進			
3・4・12号線(牟礼・北野地区)整備の促進	整備事業の促進	促進	促進			

■ 2-(4)-① 交差点すいすいプラン事業の促進

幹線道路の交差点等の整備として、以下の事業に取り組みます。
 ・交差点すいすいプラン事業の促進

(市・都)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
交差点すいすいプラン事業の促進	6か所完了	4か所完了	1か所完了・促進			1か所完了

■ 3-(1)-① 市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備

■ 3-(1)-② 市道第47号線(牟礼地区)の整備

主要生活道路の整備として、以下の事業に取り組みます。なお、市道第135号線(三鷹台駅前通り)については、都市計画道路の変更に向けて検討を進めます。また、牟礼団地建替えにあわせて、市道第47号線の整備に取り組むとともに、東西道路の誘導を図ります。

- ・市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備
- ・市道第47号線(牟礼地区)の整備

(市・都市機構等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備促進 (事業費:約10億円)	整備の実施	用地取得率 8.0%	用地買収		整備	
市道第47号線(牟礼地区)の整備	整備の実施					用地買収

■ 4-(1)-① バリアフリーの道路整備の推進

■ 4-(1)-② バリアフリー重点整備路線(吉祥寺通り等)の整備の促進

■ 4-(1)-④ 架空線の地中化・無電柱化の促進

■ 4-(1)-⑤ 電柱移設等による歩行空間の改善の促進

■ 4-(1)-⑥ 歩道の拡幅整備

■ 4-(1)-⑦ ベンチのあるみちづくりの推進

道路整備におけるバリアフリーの推進は、優先的に着手すべき重要な課題です。歩道上のバリアフリー化を図り、景観を向上させ、災害防止にも役立てるため、既設の電線類の地中化や無電柱化の推進を図るとともに、沿道の居住者の協力を得ながら、電柱移設等による拡幅整備、歩行空間の改善を促進します。

平成15年度に策定した「バリアフリーのまちづくり基本構想」において、重点整備路線に位置づけた、都道(連雀通り、吉祥寺通り、人見街道)については、同構想で定めた優先整備区間の整備を都に強く要請していきます。重点整備地区に指定した三鷹駅周辺地区、三鷹台駅及び井の頭公園駅周辺地区については、障がい者、利用者の意見を反映させながら計画的にユニバーサルデザインをめざした整備の促進を図ります。また、ベンチのあるみちづくり整備計画に基づき、歩道や沿道等に高齢者等が小休止をとるための「ほっとベンチ」を設置するなどバリアフリー化を推進し、アメニティ空間の確保を図ります。

(市・市民・都・関係機関・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
バリアフリーの道路づくりの推進 (事業費:約1億2千万円)	整備する路線の総延長 16,280m	11,120m	整備			
ベンチのあるみちづくりの推進	ほっとベンチ 175基設置	35基	設置			

5-(2)-① 自転車道等のモデル路線整備

自動車優先の車社会が地球環境に与える負荷を軽減させるため、自転車の利用促進が改めて注目されており、自転車・歩行者が安全に安心して通行できる環境に見直していく必要があります。また、本市では市内公共施設等を結ぶ公共交通網の充実が求められておりますが、バス交通の整備のほか補完的に自転車による快適な移動環境を整備することが必要です。国の自転車通行環境に関するモデル地区事業として、かえで通り等に自転車走行空間を確保するとともに、歩行者が安心して安全に移動できる自転車道等の整備を行います。また、風の散歩道や3・2・6号線（調布・保谷線）等の都市計画道路などの広幅員道路の一部について、引き続き自転車道等の整備を検討します。

(市・都・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
自転車道等のモデル路線整備 (事業費:約1億3千万円)	かえで通りにおける 事業実施	交通管理者との 調整	調査研究	設計・整備		

5-(4)-① 「あんしん歩行エリア」の指定を活用した整備の推進

警察庁と国土交通省では、平成15年度以降、交通事故抑止対策を面的に集中して実施する地域として「あんしん歩行エリア」を全国に指定しました。

本市においては下連雀一丁目（一部）から四丁目、上連雀二丁目から五丁目の地区が同エリアに指定されたことを受け、道路のバリアフリー化、歩車共存道路への整備や立体駐輪場の整備などを行うとともに、交通管理者との連携を図りながら、信号機の新設や違法駐車取締り等を実施します。

(市・交通管理者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
「あんしん歩行エリア」内の整備	「あんしん歩行エリア」内の整備完了	整備着手	完了			

7-(2)-① 東京外かく環状道路計画に対する検討と国等への要請

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間、約16km）について、東京都では平成19年4月6日に本線を大深度地下方式とする都市計画変更を決定しました。

平成19年1月に「東京外かく環状道路計画の都市計画案に係る意見書」及び「要望書」を提出しました。インターチェンジの設置などによる周辺地域の環境悪化への対策が十分でないため、現段階で事業着手までを容認するものではありません。現在、国及び東京都への意見書等を踏まえた環境整備や安全・安心のまちづくり等が進展するよう、ワークショップ形式など市民参加を可能とする手法の導入を要請しており、今後も、市議会の意向も踏まえながら、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう取り組んでいきます。

(市・市民・学識者・国・都・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
東京外かく環状道路計画に対する検討と国等への要請	検討及び国等への要請	検討及び国等への要請				

V 新規・拡充事業の内容

1-(2)-① 「生活道路網整備基本方針」の推進

平成16年度に策定した生活道路網整備基本方針に基づき、生活道路の計画的整備を図ります。歩道の拡幅、段差の解消、ベンチの設置などのバリアフリー化、幹線道路、まちづくり推進地区、地区計画、開発指導と連携した生活道路とのネットワーク化、建築指導と連携した道路の沿道の不燃化など、良好な景観に配慮した安全で快適な生活道路の整備を推進します。

(市・市民・民間)

■ 2-(3)-② 人見街道の整備の促進

バリアフリーのまちづくり基本構想において、重点整備路線に位置づけた、人見街道について、バリアフリー化整備の促進に取り組みます。

(市・都)

■ 5-(1)-① 街路灯の整備及び明るさ(照度)アップ

夜間における犯罪発生を抑止するため、街路灯の明るさ(照度)アップを行い、安全安心のまちづくりを推進します。

(市)

■ 5-(1)-② 迷惑喫煙、ポイ捨ての防止

たばこを吸う人も吸わない人も、ともに快適に暮らすことができる環境づくりをめざして、都内の市町村が一体となって実施している「喫煙マナーアップキャンペーン」と連携しながら、喫煙マナーの向上に取り組む中で、歩きタバコなどの迷惑喫煙、ポイ捨ての防止に努めます。

(市・事業者・関係団体・市民)

■ 6-(1)-① みちパートナー事業等の推進

市内の道路を対象に、周辺住民等のボランティア団体等と合意のうえで日常的な美化活動を行う「みちパートナー事業」及び市民と市が協働により違反広告物を撤去する「違反広告物撤去活動員制度」を充実し、安全な歩行空間の確保、美化風致の維持を図ります。

(市・市民・NPO等)

■ 7-(3)-① 道路づくり等における市民参加手法の検討

都市計画道路等広域的な道路の計画・建設や交通システムの整備等については、関係機関や近隣市区と連携しながら、現在実施している情報提供や説明会の手法に加え、PI(パブリック・インボルブメント)(注3)等、双方向の話し合いの中で、整備の必要性や環境対策等について、市民の意見が反映できる手法を検討します。

(市・市民・関係団体)

(注3)パブリック・インボルブメント：計画策定にあたり、広く住民の意見等を聴くとともに、策定の過程を知らせる機会を設けて事業を推進する市民参加の手法

第2 緑と水の快適空間の創造

I 基本的な考え方

「緑と水の公園都市」の創造は、市の基本目標を実現するための「高環境」を支える重要な理念です。しかし、やすらぎをもたらす都市の貴重な緑や三鷹の原風景は年々失われていく傾向にあります。緑豊かでおいしいのある公園都市の実現を図るために、「緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づく自然環境保全地区の指定、緑と水の環境整備重点地区等の活用や屋敷林・農地等の保全策について検討するなど、緑と水の保全、再生・創出のための施策を充実してきました。また、緑と水の回遊ルート整備計画に基づき、丸池の里、大沢の里において、ふるさと空間を再生する「ふれあいの里」の公有地化や整備、緑と水の拠点整備など、身近な緑を増やす取り組みを進めてきました。

しかしながら、年々緑地や農地が減少し、平成14年度における緑被率は21.1%となっており、生産緑地や保存樹林など緑の保全と活用が課題となっています。

今後は、「緑と水の基本計画（第2次緑と水の回遊ルート整備計画）」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的・計画的に展開していきます。

回遊ルートの整備については、引き続き拠点整備やモデルルート整備を進めるとともに、歴史・文化、自然等の地域資源を案内する回遊ルートサインを整備し、拠点と地域資源のネットワーク化を図ります。さらに、バリアフリーのまちづくりや「エコミュージアム」の考え方を取り入れ、ソフト・ハード両面から総合的に事業を推進します。水辺環境の整備については、水循環の再生や清流の復活をめざすとともに、公園にビオトープ（自然の状態で多様な動植物が生息する環境）などの親水空間の創出を図っていきます。また、自然的・歴史的・文化的資源が集中している野川・仙川・玉川上水・神田川の周辺においては、親水空間や遊歩道の整備など川沿いのまちづくりを推進する

とともに、安全性と耐久性の確保を図るため、橋梁の架け替えを行います。

安全で安心な公園づくりを推進するために、「安全で安心な公園づくりガイドライン」に基づき、老朽化した遊具を計画的に新しい遊具と交換するとともに、地域住民、ボランティアと連携した安全点検や遊具の故障等の早期発見・連絡体制の充実など、市民協働による安全管理の仕組みづくりを行います。また、自由に遊ぶことができる広場で子どもたちが自分自身で遊びを考え、その遊びを通して様々な体験ができる遊び場広場（プレイパーク）事業を実施します。

緑化は市民や事業者との協働により幅広く推進されることが求められています。そこで、住宅地等における生け垣化、屋上・壁面緑化とともに、ガーデニング講習会やガーデニングコンテスト等を実施するなど、緑化意識の啓発を図っていきます。さらに、人財や資金・情報などの資源と市民や市民団体をつなぐ中間支援組織を設置し、市民等と協働で花と緑のあふれるまちづくりを推進するとともに、全市的な緑化運動として展開していくために、花と緑のフェスティバルを開催します。公園緑地等の整備にあたっては、ワークショップ等の方式を推進するほか、公園ボランティアの支援やボランティア・コーディネーターの育成により日常的な維持管理についても市民ボランティアなどの活動を支える仕組みづくりを行うとともに、国立天文台と協働で地域への開放に向けて、引き続き検討を進めます。また、公共施設・民間施設における緑化の目標、方法等に関する緑化基準により、建築行為等に伴う緑化を推進します。

今後は、アメニティ（快適性）・コミュニティ（ふれあい）・セキュリティ（安全性）などを重要な視点として良好な景観の形成を図ります。さらに、回遊ルートの拠点周辺、公共施設やまちづくり推進地区等における景観形成の誘導を進めます。

Ⅱ まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成14年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
緑被率	23.4%	21.1%	—	維持

樹木地、草地、農地等を合わせた面積が、市域面積に占める割合です。公園の増設やまちづくり条例に基づく緑化指導、農地の確保などにより、市民とともに緑を維持する取り組みを進めます。緑被率については、23.4%を維持していくことを目標としていましたが、農地や樹林地の開発・宅地化により平成14年度の調査では21.1%となりました。なお、緑被率の調査は5年毎に実施しており、次回は平成19年度に行う予定です。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
市民一人あたりの公園緑地等の面積	4.04㎡	4.26㎡	4.42㎡	5㎡

市民一人あたりの公園・緑地等（マンション等の民間の自主管理公園、民間緑地等で市民に一般開放された施設を含みます。）の面積から、緑化推進の進捗度を見る指標です。公園の増設や大学キャンパス等の一般開放の推進などにより、市民一人あたりの公園緑地等の面積の増加をめざします。市民一人あたりの公園緑地等の面積は4.42㎡になりました。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 「第2次緑と水の回遊ルート整備計画」の策定	(1)「緑と水の基本計画」(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)の推進	主要 ①「緑と水の基本計画」(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)の推進
2 緑と水のネットワークの構築	(1)回遊ルートの「拠点整備」の推進	主要 ①ふれあいの里・市民の広場の整備 主要 ②拠点周辺の景観形成の推進 ③出会いのスポット、ポケットパークの設置 ④アニメーション美術館との連携
	(2)回遊ルートの「ルート整備」の推進	主要 ①拠点周遊ルート等の整備 主要 ②「エコミュージアム」関連ルートの整備 (「第7部-第3 芸術・文化のまちづくりの推進」参照) 主要 ③河川ルートの整備 主要 ④回遊ルートのサイン整備の推進
	(1)自然緑地の保全	主要 ①回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全 新堀 ②風致地区、自然環境保全地区等の指定 新堀 ③緑と水の環境整備重点地区の指定 ④保存樹木等の指定
	(2)農地の保全	①生産緑地の計画的な保全と整備の推進 (「第2部-第2 都市型農業の育成」参照) ②農地の保全・整備手法の検討 ③土地税制・生産緑地制度に関する国等への要請 (「第2部-第2 都市型農業の育成」参照)
3 緑と水の保全	(3)河川の親水化、橋梁の整備	主要 ①橋梁の架け替え・補修 新堀 ②仙川上流部・中仙川(中原地区)等の整備
	(4)地下水涵養の推進	主要 ①雨水浸透施設の設置 (「第4部-第3 水循環の促進」参照) ②地下水、湧水の保全(市全域) ③公共施設(道路等)における雨水浸透施設の設置の促進 (「第4部-第3 水循環の促進」参照) ④雨水貯留浸透施設の設置の促進 (「第4部-第3 水循環の促進」参照)

4 緑と水の再生・創出	(1)公園・緑地の整備・活用	主要 ①公園緑地の改修・拡充整備の実施 主要 ②遊び場広場(プレイパーク)事業の実施 主要 ③安全で安心な公園づくりの推進 新・拡 ④特色ある公園の整備 ⑤ビオトープ(自然の状態が多様な動植物が生息する環境)の創出 ⑥コミュニティ・ガーデン(地域庭園)設置の検討 ⑦雑木林の再生事業の検討 ⑧親水公園化・防災公園化の促進
	(2)バリアフリーのまちづくりの推進	①公園・緑地・緑道のバリアフリー化の推進
	(3)公共施設等の緑化・公園化	①公共施設等の緑化の充実と公園化
	(4)公有地化の推進	新・拡 ①公有地化のための新たな財源の検討 ②借地公園等の公有地化の推進 ③保存樹林・生産緑地等の公有地化の推進

5 快適な都市景観の創造	(1)良好な景観の形成	主要 ①景観計画の策定及び条例制定の検討 (「第3部-第3 住環境の改善」参照) 新・拡 ②アメニティマップづくりの実施 ③まちなみ文化賞の創設
	(2)景観形成の誘導	①景観形成への支援・助成策の検討 ②地区計画・建築協定の活用
	(3)公共事業等における景観形成の推進	①公共施設の設置・改修における景観配慮の実施
	(4)美化の推進	①地域の美化活動に対する啓発・支援 ②空缶・吸い殻等の散乱防止

6 協働による緑化等の推進	(1)民有地の緑化	新・拡 ①屋上緑化・ベランダ緑化等の推進 ②接道部緑化の推進(生け垣化モデルルートの設定等) ③大規模施設の緑化の推進 ④緑のフリーマーケットの開催(苗木・花など) ⑤緑化基準による緑化の推進 ⑥事業所等緑化助成事業の実施
	(2)民間緑地の市民開放の推進	主要 ①公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進 主要 ②国立天文台の地域開放の推進 新・拡 ③市民緑地制度等の活用
	(3)市民緑化の推進	主要 ①市民緑化支援事業の充実 主要 ②花と緑のまちづくり事業の推進 主要 ③花と緑のフェスティバルの開催
	(4)市民参加による計画づくり	新・拡 ①ワークショップ方式による公園づくりの推進
	(5)公園緑地等の自主管理方式の導入	主要 ①自主管理・公園ボランティアの支援
	(6)市民農園・学校農園等の充実	新・拡 ①市民農園・学校農園等の充実 (「第2部-第2 都市型農業の育成」参照) 新・拡 ②農業公園の活用
	(7)自然教育・環境教育の推進	①自然観察会の実施 ②ビオトープ(自然の状態が多様な動植物が生息する環境)など自然環境での体験学習の実施
	(8)自然環境調査の実施	①基礎調査、緑被率調査の実施

7 推進体制の確立	(1)住協等関係団体との連携の強化	①各住区の緑化に関する住民協議会との連携 ②緑のボランティア団体等との緑化活動の連携
	(2)㈱まちづくり三鷹との連携の拡充	①㈱まちづくり三鷹との連携の拡充
	(3)組織体制の整備	主要 ①花と緑のサポート組織の設置 主要 ②ボランティア、コーディネーターの育成 ③計画推進のための組織体制の整備
	(4)緑と水の情報ネットワークの構築	新・拡 ①緑と水の情報ネットワークの構築

主要 : 主要事業

新・拡 : 新規・拡充事業

IV 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(1)-① 「緑と水の基本計画」(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)の推進

緑と水の公園都市の実現を図るため、「緑と水の基本計画」(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)を推進します。この計画は、緑と水の保全及び創出に関する条例に基づく基本的かつ総合的な計画であり、特にエコミュージアム事業、花と緑のまちづくり事業等のソフト事業との連携など三鷹独自の施策を展開していきます。

(市・市民・関係団体・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
「緑と水の基本計画」(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)の推進	推進	策定	推進			

■ 2-(1)-① ふれあいの里・市民の広場の整備

■ 2-(1)-② 拠点周辺の景観形成の推進

市民が誇れるふるさと空間として、大沢の里、牟礼の里、丸池の里の3か所の「ふれあいの里」の整備を推進するとともに、公園ボランティアの活動を支援します。また、大沢の里では大沢の里周辺地域保全・活用検討委員会の提言を踏まえ、里及びその周辺にある地域資源や関係団体を連携させつつ、関連する事業を一体かつ総合的に展開し、豊かな地域資源の保全と活用を図ります。さらに、やすらぎの空間として「市民の広場」、「出会いのスポット」や「ポケットパーク」の設置に取り組むとともに、市立アニメーション美術館や農業公園との連携を進めます。景観づくりとして、回遊ルートの拠点周辺などを中心に、地域特性を活かした都市景観の保全・創出を誘導し、緑と水の公園都市にふさわしい景観づくりをめざし、良好な景観づくりに向けて市民と協働で取り組んでいきます。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
大沢の里整備事業 (事業費：約4億6千万円)	整備の推進	用地取得 3,090.11㎡ 野川右岸整備 3,314.65㎡	基本設計・ 用地買収	基本設計・ 実施設計・ 整備	実施設計・ 整備・ 用地買収	整備
牟礼の里整備事業 (事業費：約1億円)	整備の推進					用地買収
丸池の里整備事業 (事業費：約3億6千万円)	整備の実施	用地取得 2,624.3㎡ 第2期(西側 部分)・北側斜 面地整備 6,602.18㎡			用地買収	
連雀中央公園整備事業 (事業費：約1億1千万円)	整備の実施	用地取得 694.62㎡ 整備 1,189.82㎡	用地買収・ 整備			
拠点周辺の景観形成の推進	景観形成の推進	景観形成の推進	推進			

■ 2-(2)-① 拠点周遊ルート等の整備

■ 2-(2)-② 「エコミュージアム」関連ルートの整備

■ 2-(2)-③ 河川ルートの整備

■ 2-(2)-④ 回遊ルートのサイン整備の推進

緑と水のネットワーク化を図る代表的なルートとして「ふれあいの里」及び「市民の広場」をつなぐ拠点周遊ルートの整備を進めるとともに、文化財や歴史資料の展示施設等を結ぶルートを重点的に整備し、「エコミュージアム」のネットワーク化を図ります。あわせて、観光や散策、日常生活における利

便性・回遊性の向上を図るために、歴史・文化、自然等の地域資源を案内するサイン整備を推進します。サインには二次元バーコードを掲載し、携帯電話用サイトを活用した情報発信を行い、利用者の利便性向上を図ります。

また、野川（大沢の里、大沢総合グラウンド周辺の整備）・仙川（丸池の里の整備）・玉川上水（市立アニメーション美術館への動線及び牟礼の里の整備等）・神田川沿いの拠点やルート整備に重点を置いた「川沿いのまちづくり」について、「エコミュージアム」の考え方と連携しながらルート整備を進めます。

さらに、ビオトープ（自然の状態が多様な動植物が生息する環境）の創出、雑木林や水路の再生、地域のボランティアが維持・管理を行うコミュニティ・ガーデンづくり、河川沿いの遊歩道整備、バリアフリーなどを、新しい回遊ルート整備の中で進めていきます。また、これらを活用した学校教育との連携や環境学習の場の確保を図るとともに、恵まれた地域資源を背景とした協働による保全・活用の取り組みを進めていきます。

（市・市民・関係団体）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 整備	20	21	22
拠点周遊ルート等整備事業	周遊ルートの整備 (約2.5km)	770m	→			
「エコミュージアム」関連ルートの整備事業	「エコミュージアム」関連ルートの整備(約0.9km)			整備	→	
回遊ルートサイン整備事業	サイン整備の実施 (50基)	8基	整備	→		

3-(1)-① 回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全

自然環境保全地区、保存樹木等の指定及び支援を積極的に行うとともに、緑と水の環境整備重点地区（3か所のふれあいの里）に関する支援策を検討し、同制度や風致地区等を活用しながら、回遊ルート周辺の自然緑地の重点的な保全を図ります。

（市・市民・関係団体・NPO等）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 保全	20	21	22
回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全	風致地区の指定・保全 緑と水の環境整備重点地区の指定・保全	風致地区の指定 緑と水の環境整備重点地区の指定	→			

3-(3)-① 橋梁の架け替え・補修

橋梁現況調査の結果等を踏まえ、老朽化した橋梁の架け替えを行い、安全性と耐久性の確保を図ります。架け替えにあたっては、環境への配慮や周辺景観との調和を図りながら進めます。

（市・市民・関係団体）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
橋梁の架け替え (事業費：約1億6千万円)	2か所(新橋、宮下橋)の 設計・1か所(新橋)架け替え			基本設計	実施設計	実施設計・ 架け替え

4-(1)-① 公園緑地の改修・拡充整備の実施

防災機能や安全性の向上、ユニバーサルデザインに配慮したリニューアル等により、既存の公園緑地施設の有効活用を図るとともに、引き続き公園緑地の確保に努め、市民参加を取り入れながら地域のニーズに合わせた整備を計画的に進めます。

（市・市民・関係団体・NPO等）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
公園緑地の改修整備の実施 (事業費：約1億7千万円)	公園の改修整備の実施	9園	19 改修			
公園緑地の拡充整備の実施 (事業費：約3億1千万円)	公園の拡充整備の実施	新設1園 拡張1園	推進			

4-(1)-② 遊び場広場(プレイパーク)事業の実施

自由に遊ぶことができる広場で子どもたちが自分自身で遊びを考え、その遊びを通して様々な体験ができることをめざして整備した遊び場広場の利活用状況を踏まえ、新たにプレイパーク事業を実施します。また、自主的な管理運営に向けて、利用者や近隣住民など市民参加を得ながら運営方法の検討を行います。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
遊び場広場(プレイパーク) 事業の実施	事業の実施	暫定整備・ 検討	19 検討	20 実施		

4-(1)-③ 安全で安心な公園づくりの推進

平成16年度に策定した「安全で安心な公園づくりガイドライン」に基づき、誰もが安心して利用できる安全で安心な公園づくりを市民との協働により進めていきます。具体的には、公園の安全性を確保するため、老朽化した木製遊具の計画的な交換や、地域住民・ボランティアと連携した安全点検や遊具の故障等の早期発見のための連絡体制の充実を図ります。また、防犯の視点から、植栽の適正な管理など見通しに配慮した施設の整備を行うとともに、全ての人が安心して安全に公園を利用できるよう公園のバリアフリー化やユニバーサルデザインに考慮した整備を進めていきます。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
安全で安心な公園づくりの 推進	木製遊具の改修	2園	19 1園	20 1園	21 1園	22 1園

6-(2)-① 公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進

6-(2)-② 国立天文台の地域開放の推進

ルーテル学院大学、ICU等の市内大規模施設内緑地を都市の共有財産として保全し、地域への開放に向け、所有者と協議を進めていきます。国立天文台敷地については、大沢の里周辺の地域資源と連携し、良好な自然環境を保全する中で、地域への開放に向けて、引き続き検討を進めます。また、文化財的な保存を検討している1号宿舍の活用を図ります。

(市・市民・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
公共施設・大規模施設内緑地 の開放の推進	推進	協議	19 推進			
国立天文台の地域開放の 推進	推進		19 推進			

6-(3)-① 市民緑化支援事業の充実

6-(3)-② 花と緑のまちづくり事業の推進

6-(3)-③ 花と緑のフェスティバルの開催

緑豊かな地域づくりを進めるためには、公園や街路樹などの緑のほか、多くを占める住宅や事業所の緑化を推進することが必要です。花で満ちた美しいまちづくりをめざし、民有地内の接道部に面して緑化する団体に花苗等の支援を行う市民緑化支援事業の充実を図ります。また、ガーデニング講習会等による人財育成のほか、ガーデニングコンテスト等の実施やコミュニティ・ガーデンの整備など、緑化セ

ンターと連携しながら、「花と緑のまちづくり事業」を推進します。

こうした取り組みを全市的な緑化運動として展開していくために、「花と緑のフェスティバル」を開催します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
市民緑化支援事業の充実	充実	市民緑化支援 団体 延78団体	充実			
花と緑のまちづくり事業の 推進	推進	コミュニティ ガーデン整備 1か所 街かど花壇整備 2か所	整備			
花と緑のフェスティバルの 開催	花と緑のフェスティバル 検討・準備・開催			検討	準備	開催

6-(5)-① 自主管理・公園ボランティアの支援

地域に密着した公園づくりや快適な環境づくりは、市民とのパートナーシップのもとに進めていく必要があります。そこで、市民ボランティアによる清掃活動等をさらに拡充し、公園緑地等の日常的な維持管理・運営を市民や団体が行う自主管理方式の導入を進めるとともに、公園ボランティア団体の活動を支援します。団体の育成・支援にあたっては、新たに設置する花と緑のサポート組織との連携を図ります。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
公園緑地等の自主管理方式 の導入	導入の推進	公園ボランティ ア団体 30団体	支援			

7-(3)-① 花と緑のサポート組織の設置

緑と水の地域活動の拡充を図るため、緑と水の保全や緑化等に関する市民活動のコーディネート、専門知識・技術の習得や技術的アドバイスを始めとする活動支援、市民団体のネットワーク化など、地域の住民が主体となって展開する花と緑の活動に対してきめ細やかに対応し、人財や資金・情報などの資源と市民や市民団体をつなぐ中間支援組織を設置します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
花と緑のサポート組織の設 置	設置・運営		設立準備	設立・運営		

7-(3)-② ボランティア、コーディネーターの育成

緑の保全や地域緑化活動、公園の管理運営等を担うボランティアや専門的な技術や知識を有し、ボランティアへの指導・助言を行うことができるコーディネーターの育成を図るための講座等を開催します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
ボランティア、コーデ ィネーターの育成	実施・拡充	緑のボランティ ア講座終了 48人	実施			

V 新規・拡充事業の内容

■ 3-(1)-② 風致地区、自然環境保全地区等の指定

■ 3-(1)-③ 緑と水の環境整備重点地区の指定

自然環境保全地区、保存樹木等の指定及び支援を積極的に行うとともに、緑と水の環境整備重点地区に関する支援策を検討し、同制度を活用した自然緑地の保全に取り組みます。また、風致地区に指定した大沢風致地区については、樹林地や河川、湧水を含めた三鷹の原風景の保存を図っていきます。さらに、回遊ルート周辺の自然緑地については、重点的に保全を行っていきます。

(市・市民・関係団体)

■ 3-(3)-② 仙川上流部・中仙川(中原地区)等の整備

水源の森あけぼのふれあい公園周辺の仙川上流部や中仙川(中原地区)等において、地域の憩いの場となる水辺環境の創出を図るため、遊歩道の整備やポケットパークの整備などを検討します。

(市・関係団体・都)

■ 4-(1)-④ 特色ある公園の整備

かぶと虫公園、どろんこ広場など、子どもたちが楽しく生き生きと遊べる公園や地域の歴史、文化、自然、景観などの地域の特性を活かした特色ある公園など、市民に親しみと愛情をもって利用される魅力的な公園づくりをめざします。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 4-(4)-① 公有地化のための新たな財源の検討

計画的なふれあいの里づくりや公園の整備、借地公園の公有地化を進めるため、トラスト制度などの新たな資金確保の仕組みを検討します。

(市・NPO等)

■ 5-(1)-② アメニティマップづくりの実施

地域の緑と水辺の環境や住環境についてワークショップ等の市民参加により調査を行い、アメニティマップなどを作成することを通して、良好な景観や住環境の形成を進めます。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 6-(1)-① 屋上緑化・ベランダ緑化等の推進

ヒートアイランド現象の緩和や景観形成の観点から、公共施設や民間建物における屋上緑化とベランダ緑化を推進します。また、これらの緑化に対する支援・誘導策についても検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間)

■ 6-(2)-③ 市民緑地制度等の活用

民間の緑地や樹林地などを保全し一般市民に開放するため、都市緑地法に基づく市民緑地制度等を活用し、市又は関係団体等が「緑地管理機構」の指定を受け、保全・管理を行う方法等を検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 6-(4)-① ワークショップ方式による公園づくりの推進

井の頭手のひら児童遊園の改修プランづくりや丸池復活プランづくりで用いたワークショップ方式を、今後も公園の新設や改修において活用し、より市民のニーズにあった公園づくりを推進します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 6-(6)-② 農業公園の活用

緑化の拠点として農業公園を位置づけ、緑の相談機能や緑に関する講座の実施などを緑化センターと

連携・協力を図りながら実施します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 7-(4)-① 緑と水の情報ネットワークの構築

市民と行政の緑と水に関する情報の共有化を推進するため、インターネットを利用して、緑の相談窓口・緑のイベント情報・公園情報・桜や梅の開花情報など、必要とされる情報がいつでも得られる情報ネットワークの構築を図ります。

(市・市民・関係団体)



第3 住環境の改善

1 住環境の改善

I 基本的な考え方

市では、公共住宅の拡充整備や良好な住宅地の形成、中堅ファミリー向け住宅や福祉的な視点からの住宅対策など、様々な課題に対し体系的な取り組みを行っています。公共住宅の整備では、平成13年度に市民住宅を含む複合施設として中央通りタウンプラザを建設し、平成15年度には老朽化した新川と大沢の市営住宅を大沢の敷地に集約し、中層住宅として建替えを行いました。

今後は、平成16年度に改定した「土地利用総合計画2010」に基づき、住宅政策の新たな課題に対応するとともに、すべての市民が安全で快適な生活が営める住宅市街地の形成をめざします。

また、市は、昭和30年代から急激に人口が増加し、東京近郊の住宅都市として成長してきました。現在、住宅都市としては成熟期にあります。この時期に建設された木造賃貸アパートや木造住宅が、上連雀二～五丁目や井の頭地域を中心に一部密集しており、近年、防災上の危険性も指摘されています。これらの住宅地域については、木造住宅密集市街地整備事業等を検討し、補助制度等を活用しながら、都市計画道路の整備、老朽住宅の建替え促進、狭あい道路の拡幅整備、オープンスペースの確保等の面的整備を計画的に進め、災害に強いまちづくりを推進していきます。

平成19年8月、まちづくり条例に基づき、三鷹台駅前周辺地区が「まちづくり推進地区」として指定されました。また、平成16年6月に地区計画を定めた調布保谷線沿線地区を第一号に、その後、地区の特徴に応じて3地区の地区計画を定めました。都市づくりの基本的なゾーニングは土地利用総合計画2010に示されていますが、良好な住環境の整備では、まちづくり推進地区のほか、法定の地区計画制度の活用や特別用途地区の拡充、建築協定など地域の特性にあったきめ細かい整備手法を活用し、協働型のまちづくりが展開されるよう誘導します。また、平成16年度に制定された国の景観法に基づき、計画的なまちの景観整備に向けて取り組みます。

小規模開発においては、虫食い状の開発を未然に防止するため、開発指導と建築指導の連携体制の強化を図り、良好な住環境の形成を誘導していきます。また、平成16年度に、ミニ開発を防止し、ゆとりある良好な住宅地の形成を誘導するため、建築物の敷地面積の最低限度の指定を行った第一種低層住居専用地域（建ぺい率50%以下の地域）以外の地域（住居系用途地域や準工業地域）での指定に取り組みます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
バリアフリー化を行った公共施設・店舗等の総件数	62件	109件	187件	240件

福祉のまちづくり条例・要綱、ハートビル条例等により、バリアフリー化を行った公共施設・店舗等の件数を示す指標です。適切な情報提供や指導等により、公共施設・店舗等のバリアフリー化の推進を図ります。建築計画の事前相談において、福祉のまちづくり要綱等に基づいた適切な指導・要請及び誘導等を積極的に行った結果、病院、店舗、幼稚園等の公共的施設においてバリアフリー化を行った件数は187件になり、中期目標に対して98%の達成率となりました。

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
まちづくり推進地区、地区計画、建築協定等の指定件数	1件	1件	5件	8件

まちづくり推進地区、地区計画、建築協定等を活用し、地域の特性にあった良好な住環境の形成や魅力あるまちづくりの促進を図ります。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 条例・計画の整備と推進	(1) まちづくり条例の改正・運用	主要 ①まちづくり条例の一部改正・運用
	(2) 景観計画の策定の検討	主要 ①景観計画の策定及び条例制定の検討
	(3) 「土地利用総合計画2010」の推進	主要 ①「土地利用総合計画2010」の推進
2 公共住宅の整備と適切な管理・運営	(1) 市営住宅・市民住宅等の管理・運営	①市営住宅・市民住宅等の適切な管理・運営
	(2) 都市機構・都営住宅の建替え等の推進	主要 ①周辺との一体整備の推進 新拡 ②複合的施設(SOHO・公共施設等)整備の要請 ③高齢者対応住宅確保、バリアフリー化の要請
	(3) 福祉住宅等の管理・運営	①高齢者・障がい者向け集合住宅(シルバーピア)等の適切な管理・運営
3 良好な住環境への誘導・整備	(1) 良好な住環境の整備	新拡 ①用途地域等の活用による良好な都市環境の形成
		新拡 ②アメニティマップづくりの実施 (「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照)
		新拡 ③分譲マンション維持管理啓発事業の推進
		新拡 ④高齢者・障がい者の入居支援・居住継続支援事業の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	(2) 災害に強い住宅地の形成	主要 ①木造住宅密集市街地整備事業等の検討
		新拡 ②木造住宅耐震診断・改修助成事業の推進 ③老朽木造住宅の建替え誘導
	(3) 緑の空間の確保と緑化の推進	①遊歩道・緑道・ポケットパークの整備
		②生け垣化の促進、花いっぱい運動の推進
		③屋上緑化の推進
		④地区計画制度等の活用(環境形成型等)
(4) 住宅地と商工業との共生の実現	①大規模小売店舗立地法に基づく事業の調整	
	②多様な都市機能と住環境に配慮した適正な用途の誘導	
	③工場・商店の協同化・集積化の促進	
(5) バリアフリーのまちづくりの推進	主要 ①福祉のまちづくり要綱の推進	
	主要 ②小規模飲食店等の民間建築物への指導	
	主要 ③道路・公園・公共施設等のバリアフリー化の推進	
	主要 ④住宅バリアフリー改修助成事業の推進	
4 計画的開発に向けた誘導	(1) まちづくり推進地区制度の活用	主要 ①まちづくり推進地区の活用 ②まちづくり推進団体への支援
	(2) 建築協定等への支援	①建築協定・緑化協定・景観協定締結の支援
	(3) 地区計画制度等の活用	主要 ①地区計画制度等の活用 ②地区計画制度等の活用のための支援 ③制度の啓発・手続き等の教示
	(4) 開発指導と建築指導の連携強化	①開発指導と建築指導の連携強化
	(5) 農地を活用したまちづくりの推進	①農と住が調和した計画的な整備の推進
	(6) 工場跡地等の計画的開発に向けた誘導	①用途地域の特性を活かした事業の誘導 ②周辺環境の維持・向上の要請
5 推進体制の整備	(1) 開発指導体制の強化	①開発事業に関する指導要綱の見直し ②庁内推進体制の強化
	(2) 建築指導体制の強化	新拡 ①建築指導事務とまちづくりとの連携 ②違反建築物等への対策の強化
	(3) バリアフリーのまちづくりの推進	主要 ①バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実
	(4) ㈱まちづくり三鷹との連携	①ワークショップ等市民参加の拡充

主要 : 主要事業

新拡 : 新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(1)-① まちづくり条例の一部改正・運用

地域住民のまちづくりに対する意見などを都市計画行政に反映させるための都市計画の提案に関する手続や、環境配慮制度を導入してから4年が経過し、さらなる良好な住環境を保全・創出できるよう誘導をはかるため、まちづくり条例の一部改正を検討します。

(市・市民)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
まちづくり条例の一部改正・運用	まちづくり条例の一部改正・運用	まちづくり条例の改正・運用		改正	運用	

■ 1-(2)-① 景観計画の策定及び条例制定の検討

秩序ある都市空間を創出し魅力的な景観形成を行うため、景観法に基づき、市が景観行政団体(注1)となり、良好な景観形成を誘導する区域や基準を定めた景観計画を策定するとともに、条例制定に向けた検討を進めます。

(市・市民・関係機関・民間・学識者)

(注1) 景観行政団体：景観法(第7条)に基づく景観行政を担う主体のことです。景観行政団体になることで景観計画を策定し景観計画区域等を定め、良好な景観の形成に関する施策を推進することができます。なお、指定都市及び中核都市以外の市町村については、都道府県と協議・同意を得た後、景観行政団体となることができます。

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
景観計画の策定	計画策定 景観計画区域等指定		検討		策定・指定	運用

■ 1-(3)-① 「土地利用総合計画2010」の推進

平成16年度に改定した「土地利用総合計画2010」に基づき、高さ規制、敷地規模の最低限度、地区計画、特別用途地区等の運用を図り、政策誘導による土地利用や協働のまちづくりを推進します。

(市・市民・学識者・民間・国・都・都市機構等・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
「土地利用総合計画2010」の推進	推進	改定・推進	推進			

■ 2-(2)-① 周辺との一体整備の推進

都市機構・都営住宅の建替え等の大規模開発において整備される道路や公園、福祉施設等の公共・公益施設の設置については、地区計画等を活用した地域のまちづくりと一体的な整備を基本とし、関係機関・団体と連携しながら良好な住環境の創設に向けた要請と誘導を行っていきます。

(市・都・都市機構等・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
三鷹台団地	都市機構建替完了 都市計画一団地の見直し	2期完了	3期			
牟礼団地	2期事業着手	1期完了	検討・事業着手			

■ 3-(2)-① 木造住宅密集市街地整備事業等の検討

都市防災上、危険度の高い井の頭地区について、木造密集地域及び狭あい道路の解消をめざし、再開発促進地区の指定を検討するとともに、既に指定した上連雀二～五丁目については、都市計画道路3・4・9号線の整備とあわせて木造住宅密集市街地の整備を検討します。また、新たな防火規制区域(注2)

を指定し、防火規制を強化していきます。

(市・関係機関・民間・都)

(注2) 防火規制区域：東京都が建築安全条例を改正し、建築物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために設けた制度で、条例の対象区域では、原則として、全ての建築物について準耐火建築物以上の性能が必要となります。

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
木造住宅密集市街地整備事業等の検討	調査・研究		調査・研究			

- 3-(5)-① 福祉のまちづくり要綱の推進
- 3-(5)-② 小規模飲食店等の民間建築物への指導
- 3-(5)-③ 道路・公園・公共施設等のバリアフリー化の推進
- 3-(5)-④ 住宅バリアフリー改修助成事業の推進

東京都ハートビル条例の施行に伴い、建築物のバリアフリー化が促進されていますが、市も事業者に対し、福祉のまちづくり要綱等の指導をさらに徹底していきます。また、公共施設等においては更に積極的にバリアフリー化に取り組みます。個人住宅については、高齢者、障がい者を対象とする住宅改造費の助成とともに、バリアフリー化を促進するために改修助成事業を推進します。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
住宅バリアフリー改修助成事業の推進	住宅バリアフリー改修助成事業の実施	実施	推進			

■ 4-(1)-① まちづくり推進地区の活用

まちづくり推進地区においては、地区計画等の導入を誘導し、狭あい道路や行き止まり道路を解消するなど、良好な住環境の形成や魅力あるまちづくりの促進を図ります。また、推進地区の指定を行った三鷹台駅前周辺地区とともに、指定を受けていない連雀通りなど他の地区においても、まちづくりの気運が醸成されるよう、まちづくり活動を支援し、推進地区の指定に向けた誘導に取り組んでいきます。

(市・市民・民間・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
まちづくり推進地区の活用	3地区の指定	1地区の指定	1地区		1地区	

■ 4-(3)-① 地区計画制度等の活用

市内で初めての地区計画となる調布保谷線沿線地区地区計画を平成16年6月に決定し、その後新たに3地区の地区計画を定めました。今後も地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進するために、地区計画制度等を活用したまちづくりを推進していきます。特に、三鷹台団地については、建替計画の見直しとあわせ、地区計画制度による環境に配慮した整備を誘導します。また、三鷹台駅前周辺地区では都市計画道路の変更等にあわせて、連雀通り沿道では都市計画道路の整備にあわせて、それぞれ周辺環境と一体的なまちづくりを検討していきます。

(市・市民・民間・都市機構等・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
地区計画制度等の活用	地区計画制度の活用の推進	4地区の指定		1地区指定	指定・推進	

■ 5-(3)-① バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実

少子・高齢化社会において安心して生活できる都市を実現するためには、バリアフリーの徹底やユニバーサルデザイン(注3)の考え方を取り入れたまちづくりを推進する必要があります。そこで、平成15年10月に策定した「バリアフリーのまちづくり基本構想」において、三鷹駅周辺地区等を、市民、事業者、関係機関と一体となって重点的な基盤整備を行う重点整備地区に指定したことから、積極的にバ

リアフリー化整備を図るほか、バリアフリー化をめざした調査や具体的な事業等を推進します。また、ハード・ソフト両面におけるユニバーサルデザインのあり方について、調査・研究を進めます。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・学識者・NPO等)

(注3) ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障害を取り除くことをめざしていたのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざす。

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末) 基本構想・ 基本計画策定 及び推進	後期			
			19 推進	20	21	22
バリアフリーのまちづくり 基本構想の推進	基本構想・基本計画推進		←————→			

V 新規・拡充事業の内容

■ 2-(2)-② 複合的施設(SOHO・公共施設等)整備の要請

都市再生機構住宅の建替えにあたっては、地域に開かれた公共スペースの確保を要請するとともに、福祉施設、教育施設等の公共施設の合築やSOHO対応住宅など情報通信環境が整備された住宅の建設を要請します。

(市・関係団体・民間・都市機構等)

■ 3-(1)-① 用途地域等の活用による良好な都市環境の形成

地域と調和した建築物の建設を誘導するため、建築物の高さの最高限度を定める高度地区(絶対高さ)や敷地面積の最低限度、また、特別用途地区など、用途地域等の制度を活用しながら、良好な都市環境の形成を図っていきます。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 3-(1)-③ 分譲マンション維持管理啓発事業の推進

分譲マンションの管理組合、区分所有者に対し、専門家によるセミナーを開催し、分譲マンションの維持管理に係る啓発・誘導事業を行います。

(市・関係団体)

■ 3-(2)-② 木造住宅耐震診断・改修助成事業の推進

木造住宅の診断方法を見直すとともに、対象住宅を非木造(分譲マンション等)に拡充するなど、災害に強いまちづくりを推進します。また、平成19年度策定の耐震改修促進計画を踏まえた取り組みを進めます。

(市・市民)

■ 5-(2)-① 建築指導事務とまちづくりとの連携

建築指導事務の自治事務化に伴い、法の実効性を高めるための中間・完了検査を徹底するとともに、違反建築物への対応を強化し良質で安全な建築物の供給に向けた指導を行います。また、指定道路図等を整備し、狭あい道路の解消などに努めるとともに、良好な住環境の確保に向けた指導の徹底を図ります。

(市)

第3 住環境の改善

2 安全安心のまちづくり

安全と
おおいの
ある
快適空間の
まちをつくる

I 基本的な考え方

市内における犯罪の発生件数は、平成12年以降は微増・微減を繰り返していましたが、平成18年は2,291件と過去10年間で最少となりました。しかし、犯罪の組織化・凶悪化がみられるほか、侵入窃盗や自動販売機荒らし、「振り込め詐欺」に代表される巧妙な詐欺事件が発生しています。また、通学路における子どもたちの安全確保、高齢者を悪質な詐欺被害から守る対策などが重要な課題となっています。安全安心に暮らすことができるまちをつくるには、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を持ち、市、警察からの情報を活用しながら、できる範囲で自主的な防犯対策を講じることが大切です。

具体的な市の取り組みとしては、平成14年10月に生活安全条例を制定し、この条例に基づく市民会議として、平成15年5月に生活安全推進協議会を設置しました。そして、同年には市職員等による「安全安心パトロール」を開始するとともに、平成16年に防犯ボランティアとして市民・事業者呼びかけた「安全安心・市民協働パトロール」は、1,100名を超えるまでに拡大しています。また、子どもの安全を守るための対策として、15小学校

区ごとに危険箇所や子ども避難所などを示した「地域安全マップ」とマップシールを作成し、児童・生徒を始めパトロール団体に配布し有効活用されています。平成18年2月からは携帯電話のメール機能を活用した「安全安心メール」の配信を開始し、犯罪・不審者情報などを提供し、被害の拡大と犯罪の防止を図っています。教育委員会では、子どもを狙った犯罪に対する防犯対策として、通学路などで児童・生徒を緊急時に一般家庭が保護する「みたか子ども避難所」への協力を行うとともに、市内在住・在学の児童・生徒を対象とした防犯ブザーの貸与を平成16年から行っています。

今後は、市民・事業者の協力を得て、安全安心パトロール車の貸し出しなど「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を図るとともに、地域安全マップ及びマップシールの地域での活用を進めます。また、ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づき、GPS機能付き携帯電話を活用した親子安心システムの構築に向けモデル事業を行い、その結果を検証しながら、さらなる取り組みを行うなど、市民の生活の安全を総合的に推進することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの創造を図ります。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
安全安心・市民協働パトロールへの参加人数	—	—	1,181人	2,500人

「安全安心・市民協働パトロール」の取り組み状況を示す指標です。安全で安心して暮らすことができるまちづくりをめざし、市民・事業者・市が協力して「安全安心・市民協働パトロール」の充実を図ります。

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
三鷹市内の刑法犯発生件数	2,965件	2,651件	2,291件	1,900件

防犯対策の成果等を示す指標です。市内の犯罪を減らすために、市民や警察等の関係機関と連携して取り組みを強化します。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 条例等の整備と推進	(1)生活安全条例の普及・啓発	①生活安全条例の普及・啓発
	(2)防犯カメラの設置及び運用に関する条例の普及・啓発	①防犯カメラの設置及び運用に関する条例の普及・啓発
2 安全安心の協働の取り組みの推進	(1)安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	主要 ①安全安心・市民協働パトロール体制の拡充 新拡 ②安全安心パトロール車の貸し出し
	(2)生活安全に関するガイドラインの運用・見直し	新拡 ①生活安全に関するガイドラインの運用・見直し
	(3)生活の安全に関する意識の醸成	主要 ①地域安全マップ及びマップシールの配布・活用 ②安全安心地域出前懇談会の開催 ③学校における啓発事業の実施
	(4)安全安心情報ネットワークシステムの整備	主要 ①親子安心システムの構築 新拡 ②安全安心メールの普及・拡充
	(5)コミュニティ活動の充実	①自主的活動の充実
3 安全安心の環境整備	(1)公共施設等の改善	新拡 ①街路灯の整備及び明るさ(照度)アップ (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) ②公園等の公共施設における防犯対策の推進
	(2)民間施設等の改善	①店舗・民有地における防犯対策の推進 ②防犯灯の整備
	(3)交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討	新拡 ①交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討
4 安全安心の学校施設等の整備	(1)学校教育施設等の安全性の確保	主要 ①学校、保育園等の安全対策の充実 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
		主要 ②安全に配慮した学校公園化の推進 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	(2)関係機関との連携強化	主要 ①生活安全推進協議会との連携 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
		主要 ②子どもを育む地域社会づくりの推進 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) 主要 ③みたか子ども避難所の拡充 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
5 推進体制の整備	(1)生活安全推進協議会を中心とした関係機関・団体との連絡・連携の強化	①生活安全推進協議会を中心とした関係機関・団体との連絡・連携の強化
	(2)三鷹警察・防犯協会との連絡・連携の強化	①三鷹警察・防犯協会との連絡・連携の強化
	(3)庁内連携体制の強化	①安全安心緊急情報連絡会による庁内等連携体制の強化

主要：主要事業

新拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 2-(1)-① 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充

生活の安全の推進母体となる生活安全推進協議会の運営、生活安全に関するガイドラインの運用、市民・事業者・警察等関係機関との連絡調整、安全安心メールによる犯罪に関する情報発信など、市民の生活の安全を総合的に推進する体制を拡充します。また、安全安心パトロール車による巡回を強化するとともに、市民・事業者の協力を得て「安全安心・市民協働パトロール」の拡大を図ります。

(市・市民・事業者・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	運用	拡充			

2-(3)-① 地域安全マップ及びマップシールの配布・活用

子どもたちに分かりやすく見やすい地域安全マップを児童・生徒や安全安心・市民協働パトロールを実施する市民団体などに配布し、地域で有効に活用するとともに、親子でまちの診断を行い手づくりの地域安全マップづくりを進めていきます。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
地域安全マップ及びマップシールの配布・活用	地域安全マップ及びマップシールの配布・活用	活用	配布活用			

2-(4)-① 親子安心システムの構築

ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づき、GPS機能付き携帯電話を活用して、保護者が児童の移動地点を電子メールで確認できる親子安心システムの構築に向けモデル事業を行い、その結果を検証しながら、さらなる取り組みを検討します。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
親子安心システムの構築	親子安心システムの構築		構築	検証・実施		

V 新規・拡充事業の内容

2-(1)-② 安全安心パトロール車の貸し出し

市所有の安全安心パトロール車を土、日曜日、祝日の閉庁日に、市及び防犯協会に登録しているパトロール団体に貸し出しを行い、安全安心パトロールの充実を図ります。

(市・市民・関係団体)

2-(2)-① 生活安全に関するガイドラインの運用・見直し

防犯性に優れた施設的环境整備を図るため、通学路等編、住宅編、道路等編、学校等編及び公共施設等編の5編についてガイドラインを定め、施設の整備・管理基準の普及、促進をめざします。また、社会状況の変化、技術の進展などを踏まえ必要に応じて見直しを図ります。

(市・市民・事業者・関係団体)

2-(4)-② 安全安心メールの普及・拡充

携帯電話等を活用して、犯罪や不審者情報などを電子メールで緊急配信し、情報共有することで被害の拡大と犯罪の防止をめざすため構築した「安全安心メール」の普及・拡充を安全安心緊急情報対応マニュアルに沿って進めます。

(市・市民・関係団体)

3-(3)-① 交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討

井の頭公園周辺や新川島屋敷地域などにおける交番や駐在所の増設・機能拡充について引き続き要請するとともに、民間主体のパトロール拠点について検討を行うなど、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。

(市・市民・事業者・関係団体)

第4 災害に強いまちづくりの推進

I 基本的な考え方

災害に強いまちづくりを推進することは、地震や火災などあらゆる災害から市民の生命と財産を守り、市民がいつも安心して暮らせるよう災害への備えを整えることであり、重要な課題です。

近年、頻繁に発生する地震のなかでも、中越地方において数年間に立て続けに発生した新潟県中越地震、新潟県中越沖地震では、突然襲いかかる直下大地震の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。さらに、千葉県北西部地震では、交通機関の麻痺、エレベーターの停止など都市機能の脆弱さが露呈しました。また、平成17年以降、毎年のように襲う集中豪雨は、下水道の処理能力を大きく超え、道路冠水や住宅浸水をもたらし、震災対策だけでなく、都市型水害に対する備えの必要性を実感させることとなりました。

震災対策は、災害に強い都市基盤整備が基本となります。具体的には、公園・緑地等のオープンスペースの確保、災害時には延焼遮断帯ともなる道路と河川の整備、建築物の耐震化・不燃化を推進するとともに、防災ブロックを形成することが重要となります。また、災害対策用物資の備蓄や防災施設、消防水利等の消防力を一層充実させるとともに、学校等公共施設の耐震化については、ファシリティ・マネジメントの推進に基づき計画

的に進めつつも、耐震診断結果を踏まえた緊急対応を図り、防災拠点としての強化を推進します。

こうしたハード面の整備とともに、市民の自助努力と相互協力などソフト面の強化も欠かすことのできない要素です。自主防災組織を中心とした多様な防災訓練等を通して地域住民の防災意識高揚と防災行動力の強化を図り、防災マップ、浸水ハザードマップの配付など日常的な防災啓発を推進します。また、市民が防災情報にアクセスしやすい環境を整え、防災情報の積極的な提供を図ります。

また、大規模災害では、応急・復旧活動を行政だけで対応することは困難であり、市の行政機能の低下は免れないため、民間企業等との災害時応援協定及び市内各種団体との防災パートナーシップ協定の締結、他自治体との相互応援協定など協力体制を強化し、防災ネットワークづくりの一層の推進を図ります。

さらに、総合的危機管理体制の強化の観点から、震災や風水害に限らず、大規模な感染症対策など想定される様々な緊急事態の抽出、事例研究及び対応策を関係機関と協議し拡充するとともに、全庁的な施策の調整・集約を行い危機管理能力の向上を図ります。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
建築物の不燃化率	49.5%	51.5%	52.8%	向上

建築物に占める非木造建築物の割合である、建築物の不燃化率（床面積率）を示す指標です。非木造建築の中高層建築物も増加していますが、木造住宅も増加しているため、全体として1.3%の増となっています。今後も防火地域、準防火地域の指定地域の拡大を図り、防火造耐火造建物の建築を促進するなど、耐震・耐火の災害に強いまちづくりを推進します。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
災害用備蓄倉庫の設置箇所数	22か所	26か所	31か所	38か所

コミュニティ・センター及び小中学校等防災拠点における、災害用備蓄倉庫の設置状況を示す指標です。計画期間内には、避難所となる全ての防災拠点に災害用備蓄倉庫を設置し機能強化を図ります。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 計画の整備と推進	(1)「地域防災計画」の改定と推進	主要 ①「地域防災計画」の改定と推進	
	(2)「耐震改修促進計画」の策定と推進	主要 ①「耐震改修促進計画」の策定と推進	
	(3)「国民の保護に関する計画」の運用・推進	新拡 ①「国民の保護に関する計画」の運用・推進	
2 災害に強い基盤整備	(1)防災ブロックの形成	主要 ①木造住宅密集市街地整備事業等の推進	
		主要 ②都市計画道路等の整備の促進	
		主要 ③地区計画制度等の活用 ④防災まちづくり意識の普及・啓発	
	(2)建築物の不燃化・耐震化等の促進	①老朽住宅の建替え誘導 ②木造住宅耐震診断・改修助成事業の実施 ③防火地域等の指定の拡大	
(3)オープンスペースの確保と道路空間の防災化	①緑と水の回遊ルート整備に伴う都市の防災化 ②ブロック塀の生け垣化、接道部緑化の推進 ③細街路整備の推進 ④防災公園、避難ルートの整備 ⑤農地の多面的機能の活用		
(4)都市型水害対策の推進	主要 ①都市型水害対策の推進 (「第4部-第3 水循環の促進」参照)		
3 防災機能の強化	(1)災害対策物資の備蓄	主要 ①災害用備蓄倉庫の充実 ②災害時トイレの整備 ③備蓄品の整備・充実	
		(2)消防力の整備	主要 ①消防団詰所の整備
			新拡 ②災害時における連絡体制の充実 ③消防力の強化要請 ④自衛消防用資機材の整備 ⑤防火貯水槽の整備 ⑥民間集合住宅への防火貯水槽設置補助事業の推進
	(3)公共施設の防災拠点化		主要 ①学校施設、コミュニティ・センター、公園、地区公会堂などの防災拠点化の推進
			主要 ②耐震補強工事の実施 ③飲料水及び生活用水の確保 ④案内板・標識の整備
(4)ライフラインの確保	主要 ①上下水道の耐震化推進 (「第4部-第3 水循環の促進」参照) ②電気・ガス・通信施設の耐震化推進の要請		
(5)防災情報システムの整備	主要 ①防災無線(地域系)の更新		
	新拡 ②情報通信技術等を活用した災害情報収集と伝達方法の検討 ③多様な防災情報システムの整備		
	④防災拠点間のネットワーク化の推進		

4 防災コミュニティづくり	(1)自主防災組織を核とした防災コミュニティの育成	主要 ①自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施 新・拡 ②防災カルテ・防災マップの作成 新・拡 ③防災情報の積極的提供・防災意識の啓発 新・拡 ④避難所運営連絡会の設置
	(2)防災まちづくりのためのネットワーク化の推進	主要 ①関係機関、民間企業との連携 主要 ②地域団体及び各種活動団体との連携 ③災害に活かせる技術等を持った人材の発掘と連携
	(3)防災訓練の推進	新・拡 ①地域・学校・関係機関が連携した実践的訓練の実施 新・拡 ②防災キャンプの実施
	(4)防災教育の推進	新・拡 ①三鷹ネットワーク大学との連携による防災教育の推進 新・拡 ②学校教育における防災教育の推進

5 推進体制の整備	(1)危機管理体制の強化	主要 ①災害対策本部の体制強化 主要 ②平常時業務における危機管理対策の確立 主要 ③職員の危機管理能力及び防災行動力の向上
	(2)ボランティア等との連携	新・拡 ①災害ボランティア等の受け入れ体制の確立 新・拡 ②被災建築物応急危険度判定の実施体制の充実
	(3)災害時緊急医療体制の整備	新・拡 ①病院・医師会等との連絡・協力体制の強化 新・拡 ②災害時医療体制の充実
	(4)災害時要援護者の安全確保体制の整備	新・拡 ①災害時要援護者への対応の検討 新・拡 ②高齢者・障がい者住宅用火災警報器の設置 ③緊急通報システムの整備 ④家具転倒防止対策の推進
	(5)帰宅困難者支援体制の検討	新・拡 ①帰宅困難者への対応の検討
	(6)国・東京都・近隣自治体との連携強化	①調布基地跡地の防災拠点化の要請 ②近隣自治体との連絡体制の強化
	(7)姉妹・友好都市等との連携	①相互広域応援訓練の実施
	(8)自動体外式除細動器(AED)の配置	新・拡 ①自動体外式除細動器(AED)の配置

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

1-(1)-① 「地域防災計画」の改定と推進

東京都防災会議による新たな被害想定公表、東京都地域防災計画の修正、最近の実災害の教訓を踏まえ、「地域防災計画」の改定を行います。主な改定方針は、災害対応マニュアルの要素の導入による応急活動の時系列化、業務分担の一層の明確化と本部初動態勢等基本体制の強化、集中豪雨対策の再構築です。

計画改定後、減災につながる予防計画、迅速な対応が求められる応急活動計画を中心に、速やかに具体的な取り組みを推進していきます。

(市・市民・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 改定	20 推進	21	22
地域防災計画の改定・推進	地域防災計画の改定・推進					

1-(2)-① 「耐震改修促進計画」の策定と推進

既存建築物の耐震性を向上させることにより、震災の未然防止と都市の防災性を高めるため、「耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断・耐震改修を計画的かつ総合的に推進します。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
耐震改修促進計画の策定・推進	耐震改修促進計画の策定・推進		策定	推進		

■ 2-(1)-① 木造住宅密集市街地整備事業等の推進

■ 2-(1)-② 都市計画道路等の整備の促進

■ 2-(1)-③ 地区計画制度等の活用

災害に強いまちづくりの前提として都市構造上の問題が第一にあげられます。すなわち、都市計画道路等で囲まれた「まちづくりブロック」を形成することにより延焼遮断帯や避難ルート等を確保することが求められます。そこで、上連雀二～五丁目、井の頭地区等災害危険度の高い地域を重点地域に位置付け、都市の再構築を推進する必要があります。具体的には、再開発促進地区の指定、耐震改修促進地区の指定の検討、都市計画道路等の整備の促進、地区計画等の活用、狭あい道路の拡幅、国及び東京都の補助事業の活用（密集住宅市街地整備促進事業、木造住宅密集地域整備促進事業、都市防災不燃化促進事業など）などにより、密集市街地の整備を促進します。

(市・市民・関係団体・民間・都市機構等・都)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
木造住宅密集市街地整備事業等の推進	調査・研究	調査・研究	調査・研究			
3・4・9号線（三鷹通り～武蔵野市境）整備の推進	測量の実施					測量

■ 3-(1)-① 災害用備蓄倉庫の充実

災害時に避難者等に対し迅速な生活必需物資の配給を行うため、防災拠点である学校、コミュニティ・センター及び災害対策本部拠点のすべてに災害用備蓄倉庫を設置します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
災害用備蓄倉庫整備の推進	38か所	31か所	3か所	2か所	1か所	1か所

■ 3-(2)-① 消防団詰所の整備

地域防災の要としての活動が期待されている消防団の活動拠点である分団詰所の耐震化を順次行っていきます。

(市・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
消防団詰所の整備 (事業費：約2億3千万円)	全10分団の整備	10分団中 8分団	第10分団		第1分団	

■ 3-(3)-① 学校施設、コミュニティ・センター、公園、地区公会堂などの防災拠点化の推進

■ 3-(3)-② 耐震補強工事の実施

学校施設は避難所として重要な拠点であり、またコミュニティ・センターは、自主防災組織の本部が設置され、地域の災害活動の重要な拠点となっています。学校施設及びコミュニティ・センターの耐震化や災害用備蓄倉庫、給水設備の設置、また要介護者用避難所の確保や、地域の防災拠点での災害時要援護者の受け入れ態勢の整備など、防災拠点としての機能を強化します。なお、学校施設やコミュニティ・センターを含めた公共施設の耐震化については、地域防災計画、耐震改修促進計画及びファシリティ・マネジメントの推進に関する基本的方向に基づき、計画的な取り組みを進めます。また、診断結果を踏まえ、さらにバリアフリー化・防災体制の確立などの観点から検討した結果、東台小学校については早急に建替えを行います。

(市・市民・関係団体)



	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
学校施設の耐震補強工事 (事業費：約25億3千万円)	12校実施	五小・六小・ 中原小	南浦小 大沢台小 七小 三小 二小	東台小 体育館 羽沢小 一中 五中		
東台小学校校舎建替え工事 (事業費：約20億2千万円) ※平成22年度までの事業費	平成23年度完成に 向けた建設工事		検討・準備	現校舎解体 仮設校舎へ 移転	新校舎建設	
コミュニティ・センターの 防災拠点化の推進 (事業費：約1億円)	コミュニティ・センターの 耐震補強工事の実施	大沢 CC の 耐震診断	大沢	牟礼 井口		

3-(5)-① 防災無線(地域系)の更新

防災無線(地域系)は、防災拠点である学校、市内公共施設、病院、ライフライン等の防災関連機関と市との災害時の情報収集や伝達の情報連絡網として重要な役割を担っておりますが、地域防災無線システムに使用している800MHz帯の周波数の使用期限が平成23年5月までとなっているため、更新を含めシステムの検討を行います。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
防災無線(地域系)の更新	更新			検討	設計	更新

4-(1)-① 自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施

大地震等の災害発生時にその被害を最小限にとどめるためには、自主防災組織の迅速できめ細やかな防災活動が不可欠であるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことをテーマに活動している自主防災組織について、加入世帯の増加の促進や防災リーダーの育成などにより組織強化に向けた支援を行うとともに、未加入地域の解消をめざした取り組みを行います。また、地域との連携によりきめ細かな防災活動のできる実践的な活動態勢が組めるよう努めるほか、地域の実情に応じたより効果的な防災施策を実現するなど防災コミュニティの醸成を図ります。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施	自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施	毎年自主防災組織連絡会、防災リーダー研修開催	19 実施			

4-(2)-① 関係機関、民間企業との連携

被害を最小限に抑えるため、災害時の応急対策を迅速に行うには、関係機関や民間企業との日頃からのパートナーシップの構築が不可欠であることから、災害時応援協定の締結などにより日頃からの備えや災害時の役割分担について取り決め、協力を求めるとともに、応援協定に基づく各種訓練の実施などを通じて、災害時にそれぞれが最大限に機能できるよう連携を深めます。

(市・関係機関・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
防災訓練の実施 警察、消防等の参加による 機関訓練の実施	毎年の防災訓練の実施 機関連携訓練の適時実施	毎年継続して総合防災訓練を実施	防災訓練・ 機関連携 訓練			

4-(2)-② 地域団体及び各種活動団体との連携

日頃様々な目的で、地域で活動している団体の組織力や広域性は、災害時には大きな力になります。そこで様々な団体と連携し、防災コミュニティの形成を図ります。

(市・市民・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
地域団体及び各種活動団体 との連携	防災パートナーシップ 協定の締結	1団体と締結	実施・検討			

5-(1)-① 災害対策本部の体制強化

改定の地域防災計画及び災害対策本部運営マニュアルなどにおいて、災害対策本部の活動態勢を整備し、明確な業務分担に基づく災害時の初動態勢の一層の充実を図ります。ハード面の対策として、災害対策本部の活動拠点となる防災センター機能を再検討し、本部設置場所の変更等を含め体制の強化を図ります。また、ソフト面として、自然災害だけでなく大規模な感染症対策など総合的な危機管理体制の強化を図るため、庁内外の関係機関と対策会議を設け、事例研究や対策を協議し、拡充します。また、地域防災無線システムを核とする情報連絡体制の確立を図ります。

(市・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
災害対策本部の体制強化	防災センター機能の充実	検討	充実			

5-(1)-② 平常時業務における危機管理対策の確立

震災時に市民の生命・財産を守るための危機管理に加え、市政全般に共通して平常時業務における危機管理の強化が緊急の課題です。そこで、平常時から緊急事態の発生に備え、事業継続計画の策定等庁内の危機管理体制の強化を図るとともに、災害発生時に即応できるよう継続して訓練するなど危機管理対策の確立を図ります。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
平常時業務における危機管理 対策の確立	体制強化、災害想定訓練	検討	検討	訓練		

5-(1)-③ 職員の危機管理能力及び防災行動力の向上

危機管理体制の強化策として危機に強い人づくりを行うこととし、職員に対し、図上訓練の実施、救命技能資格の取得など実践的なトレーニングを行います。また、地域防災計画の改定を踏まえ、職員一人ひとりが災害時の主要な業務の流れを総覧し、取り組みの状況が把握できるよう初動マニュアルの作成に取り組むほか防災ポケットメモの更新などにより、災害時に迅速かつ的確な行動が取れるよう能力向上に取り組めます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20 更新	21	22
防災ポケットメモの更新	防災ポケットメモの作成、 配布、更新	作成				

V 新規・拡充事業の内容

■ 1-(3)-① 「国民の保護に関する計画」の運用・推進

計画に基づく市民保護のための避難指示及び緊急事態等対処マニュアルの作成、避難訓練の実施などの事業を推進します。

(市)

■ 3-(2)-③ 災害時における連絡体制の充実

火災や災害発生時において、消防団員に迅速かつ確実な現地支援要請が行えるよう携帯電話のメール機能を活用した連絡方法を導入します。また、迅速かつ確実な現場対応が図れるよう、消防団本団、分団(10分団)、消防署及び市に操作性、携帯性に優れた消防団活動用無線機を配備するとともに、携帯電話のメール機能を活用して、地図情報とリンクした被災情報を送信できるシステムの導入を図るなど連絡体制の一層の充実に努めます。

(市・関係機関・関係団体)

■ 3-(5)-② 情報通信技術等を活用した災害情報収集と伝達方法の検討

災害時には、市及び防災機関等及び市民との相互間の情報連絡手段を確保するとともに、災害情報を迅速に収集し、的確に伝達することが市民の生命・財産を守るうえで必要不可欠となります。このため情報通信技術や地域防災無線を活用した災害情報収集と伝達方法及び緊急地震速報など防災行政無線を通じて住民に直接伝える全国瞬時警報システム(J-Alert)等の導入の検討を行います。

(市・市民・関係団体)

■ 4-(1)-② 防災カルテ・防災マップの作成

震災時の被害想定や地域危険度については東京都の調査報告がありますが、各地域の自主防災組織を中心に、危険箇所や安全な避難ルートなどについて詳細に調査を行い、地域ごとに市、市民、関係団体、NPO等が協働して各地域防災カルテや防災マップの作成を推進するとともに周知を図ります。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 4-(1)-③ 防災情報の積極的提供・防災意識の啓発

平常時には、様々な機会と手段を通して市民一人ひとりの防災意識を喚起し、緊急時に適確な行動が取れる知識と防災行動力を身につけることが必要です。そこで、平成19年度作成の防災マップ・浸水ハザードマップを全戸に配布するなど、市が持っている防災関係のデータを積極的に提供し、さらに効果的に市民一人ひとりの防災意識が啓発できる方法を検討していきます。

(市)

■ 4-(1)-④ 避難所運営連絡会の設置

災害発生時に速やかな避難所開設、初動時の円滑な避難所運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を設置し、災害発生時に即応できる体制を整えます。平成18年度に災害時医療救護所を設置した第五小学校をモデルケースとして「避難所運営連絡会」を立ち上げました。今後も医療救護所設置小学校6校をはじめ全避難所に設置を図ります。

(市・市民・関係団体)

■ 4-(3)-① 地域・学校・関係機関が連携した実践的訓練の実施

災害時の防災行動力向上のため、今後も各地域で防災訓練を実施してまいります。実施にあたっては、自主防災組織を中心に関係機関・団体・施設と連携するとともに、特に地域の核となる小中学校との連携を強化してまいります。また、訓練内容については、広域的応援訓練や児童・生徒、ボランティアの参加による訓練などを盛り込み、実際の災害を想定した実践的訓練として実施するとともに参加率の向上を図ります。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 4-(3)-② 防災キャンプの実施

発災直後の家屋からの脱出や救出救助、避難生活などにはキャンプ技術が役立つことを、レクリエーションとしてのキャンプを経験しながら災害時の対応について学ぶとともに、仮設市街地づくりなど災害時体験を盛り込んだ防災キャンプを実施します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 4-(4)-① 三鷹ネットワーク大学との連携による防災教育の推進

民学産公の協働により、災害被害の軽減に向け多分野の視点から課題抽出や解決策の研究などを行い、これらを通じて広く防災教育を推進します。

(市・関係団体・民間・NPO等)

■ 5-(2)-① 災害ボランティア等の受け入れ体制の確立

災害時のボランティア活動は、被災者の救援に不可欠であり、効率的・機能的な活動が期待されます。専門ボランティアを受け入れる担当主管課や、社会福祉協議会など関係団体との連携を深め、ボランティアの受け入れのためのマニュアル作成や連絡体制の構築を図ります。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 5-(2)-② 被災建築物応急危険度判定の実施体制の充実

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、当面の使用の可否について判定する被災建築物応急危険度判定について、実施体制の充実を図ります。

(市・市民・関係機関等)

■ 5-(3)-① 病院・医師会等との連絡・協力体制の強化

■ 5-(3)-② 災害時医療体制の充実

災害時の初動医療体制を早急に確立するために、災害医療対策実施本部と病院・診療所等の連携体制の強化を図るとともに、震度6弱以上の地震発生時には、市医師会に所属するクリニックや診療所等を閉院し、医師などの医療スタッフが、災害時医療救護所、市内8病院で医療活動に従事する災害時医療体制を確立しました。今後は、災害時の医療救護所や病院の運営方法について、関係機関と協議し防災訓練等で検証しながら災害時医療体制の充実を図ります。

(市・関係機関・関係団体)

■ 5-(4)-① 災害時要援護者への対応の検討

災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、自主防災組織と社会福祉施設との災害時支援協定の拡大など、地域における連携・支援体制の確立をめざします。また、高齢者、障がい者や外国籍市民に対する情報提供手段の整備などを実施します。

(市・市民・関係団体・関係機関・NPO等)

■ 5-(4)-② 高齢者・障がい者住宅用火災警報器の設置

火災予防条例の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務化されたことにより、高齢者・障がい者世帯（住民税非課税世帯）に対して、住宅用火災警報器を設置します。

(市・都・市民)

■ 5-(5)-① 帰宅困難者への対応の検討

阪神・淡路大震災や千葉県北西部地震の教訓から、震災直後から発生する帰宅困難者への対応が必要であることが明らかになりました。東京都の対策も踏まえながら、的確な情報伝達、混乱防止、物資の提供などが可能な体制を構築します。

(市)

■ 5-(8)-① 自動体外式除細動器(AED)の配置

心停止を起こした場合、居合わせた人が自動体外式除細動器(AED)で救命行為をすることは有効とされています。そこで、平成18年度より不特定多数の市民が集まる市内の公共施設に自動体外式除細動器(AED)を配置してきましたが、今後も配置の拡充を図ります。

(市)



第5 都市交通環境の整備

安全とゆるいのある
快適空間のまちをつくる

I 基本的な考え方

誰もが安全で気軽に移動できる交通環境を整備することは、従来に増して強く求められています。情報通信技術が飛躍的に進歩する一方で、人の移動や車の流れを円滑にすることは都市づくりの大きな課題となっています。そこで、交通政策に関する市の総合的な計画を策定し、安全の確保を優先しながら公共交通、歩行者、自転車、自動車等が円滑に機能する交通処理の計画を推進します。

市内では、JRと京王線の鉄道間に位置するという地域的な特徴から公共交通機関であるバス交通が重要な役割を果たしており、市民の身近な足として利用されています。市内のバス交通不便地域を解消するために、平成10年度にコミュニティバス北野ルートを開設したのを始めとして、現在5ルートで運行していますが、平成18年度に策定したコミュニティバス事業基本方針に基づき、路線バスとコミュニティバスの地域における社会的役割分担を明確にするとともに、市全体のバス交通利用者の利便性向上をめざし、運行ルートの見直し、料金のワンコイン化、乗換拠点の拡充など、地域特性に合わせた運行を進め、バス交通連携システム「みたかバスネット」の確立に向けて取り組みます。また、バスレーンの確保や、時間帯による右折禁止などの規制の適正化を図りながら、あわせて、バス停関連の施設整備や歩行者のための空間を確保し、バス接近表示システム（バスロケーションシステム）の拡充等の検討も行います。あわせてバス事業者に対して路線バスの経路や、便数の拡充を要請します。

高齢者、障がい者等が安全に移動できる環境の整備も緊急の課題となっています。そこで、「バリアフリーのまちづくり基本構想」において指定した重点整備地区を中心に、エレベーターの設置、

誘導ブロックの敷設、誰でも利用できるトイレの設置等を行います。加えて、ノンステップバス（超低床バス）の導入やリフト付きバスの運行を促進するよう事業者等に要請することなど、ハード、ソフトの施策を複合的に実施し、円滑に公共交通機関が利用できる環境整備に努めます。

また、LRT（新路面電車）の導入や中央線三鷹・立川間連続立体化事業及び京葉線の延伸等について、関係機関や事業者と連携しながら推進していきます。

公共交通機関の補完や自動車交通の抑制、環境保全や健康増進といった視点から注目されている自転車交通については、駐輪場の整備や自転車通行路の確保等を図ります。駅前地域の放置自転車の台数は534台（平成18年度実績値）であり、撤去方法の見直しや啓発活動、整理員による案内、誘導等の放置自転車対策を講じていますが、深刻な状況を脱していないことから、市有地の立体的活用などを急務の課題として取り組みます。

交通安全対策については、第8次交通安全計画に基づき、交通規制コミュニティ・ゾーンの設定等による住宅地への通過交通の抑制を図るなど、最重点課題となっている高齢者の安全の確保に向けて、関係機関と連携し、交通安全施設の整備を進めるとともに、「自転車等の放置防止に関する条例」や「違法駐車防止に関する条例」に基づく放置自転車対策や違法駐車対策をいっそう強化します。また、「自転車の安全利用に関する条例」に基づく自転車安全講習会を拡充し、交通安全教育・交通安全運動の推進による市民の交通安全意識の醸成や交通事故の被害者救済制度の充実を図っていきます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成10年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
バス交通不便地域の割合	25%	15%	15%	5%以下

(『三鷹市コミュニティバス導入に関する調査報告書』平成10年)

「主要施設への接近のしにくさ」などの5つの基準による、「バス交通不便地域」(注1)の割合を示す指標です。コミュニティバスの整備や民間バス会社との連携により、「バス交通不便地域」の解消をめざします。

バス交通不便地域の割合については、前期実績値と同じ15%となっていますが、コミュニティバス事業基本方針に基づいた見直しにより、交通不便地域の解消を図っています。

(注1) 不便度の指数3～4点(目的によっては不便である)及び5点以上(不便である)の地域を「バス交通不便地域」とします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
駅前地域の放置自転車の台数 (一日あたり)	578台	686台	534台	100台以下
駅前地域の違法駐車台数 (一日あたり)	30台	20台	20台以下	5台以下

三鷹駅南口の自転車放置防止禁止区域及び違法駐車防止重点地域における、一日あたりの放置自転車、違法駐車台数により、交通環境の向上度を示す指標です。公共駐車場・駐輪場の整備や関係機関との連携などにより、放置自転車、違法駐車台数を減らし、交通環境の向上を図ります。

III 施策・主な事業の体系

1 総合交通行政の推進	(1)総合的な交通計画の策定	主要 ①総合的な交通計画の策定
2 大量輸送機関の整備	(1)バス路線の整備・充実	新・拡 ①シャトルバス路線整備の要請 ②早朝・深夜バス便拡大の要請 ③既存バス路線見直しの要請
	(2)コミュニティバス事業基本方針(みたかバスネット)の推進	主要 ①基幹交通としての路線バスの強化・拡充 主要 ②補完交通としてのコミュニティバスの整備・充実 主要 ③地域特性に合わせた運行形態の選択 主要 ④コミュニティバス運賃のファンコイン化の推進 主要 ⑤乗換拠点の拡充
	(3)バリアフリーのまちづくりの推進	主要 ①ノンステップバス(超低床バス)・リフト付バス導入の要請 主要 ②福祉の移送サービスの活動支援 主要 ③交通関連施設のバリアフリーの推進
	(4)バス停関連施設の充実	主要 ①サイクル・アンド・バスライド(注2)の拡充整備 ②バス停施設(上屋・ベンチ等)の高品質化 ③バス接近表示システム(バスロケーションシステム)拡充の要請 ④パーク・アンド・バスライド(注3)の導入 ⑤幹線道路の歩道・バスベイ(歩道の切り込みのある停車帯)の整備
	(5)バスレーンの設置	新・拡 ①吉祥寺通り等へのバス優先レーン設置の検討 ②トランジットモールの設定の検討
	(6)新交通システム導入の要請	主要 ①調布・保谷線へのLRT等新交通システム導入の要請 主要 ②東八道路への地下鉄導入の要請
	(7)鉄道交通の充実	①JR中央線(三鷹駅～立川駅間)連続立体交差事業の推進 ②京葉線延伸の早期実現の要請

3 交通環境の整備	(1)交通規制の適正化	①関係機関への要請(一方通行の設定等)
	(2)通過交通の乗り入れ規制の強化	新拡 ①コミュニティゾーン設定の検討
	(3)交差点改良事業の促進	主要 ①交差点すいすいプラン事業の促進 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) ②隅切り・視距改良の推進
	(4)放置自転車等対策の推進	①放置禁止区域内の指導・規制の強化 ②自転車のリサイクル推進
	(5)自転車交通環境の整備	主要 ①自転車道等のモデル路線整備 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) 主要 ②駐輪場整備方針の策定 主要 ③鉄道駅周辺駐輪場整備の推進 主要 ④三鷹駅南口周辺駐輪場の整備と有料化の実施 主要 ⑤鉄道事業者への駐輪場設置の要請 新拡 ⑥レンタサイクルシステム等の導入の検討 新拡 ⑦自転車通行安全対策の推進 ⑧民間駐輪場設置に対する助成
	(6)違法駐車対策の推進	新拡 ①道路管理指導の徹底 新拡 ②交通管理者との連携の強化 新拡 ③荷捌き駐車対策の推進
	(7)駐車場整備の推進	①民間駐車場の整備助成 ②駐車場整備計画の見直し・推進
	(8)歩道の安全性の向上	主要 ①バリアフリーの道路整備の推進 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) 主要 ②架空線の地中化・無電柱化の促進 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) 主要 ③電柱移設等による歩行空間の改善の促進 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) 主要 ④歩道の拡幅整備 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) ⑤ポケットスペースの設置 ⑥不法占用物件の取締り強化 ⑦ガードレール等の設置

4 交通安全の啓発	(1)交通安全教育の推進	新拡 ①自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進 新拡 ②自転車安全講習会の拡充 ③交通安全教室の実施・拡充 ④街頭指導・広報活動の拡充
	(2)交通安全運動の推進	①交通安全運動の推進

5 被害者共済事業の充実	(1)交通災害共済事業の充実	①交通災害援護金制度・共済制度の充実、加入促進
---------------------	----------------	-------------------------

6 推進体制の整備	(1)関係機関との連携	①警察、関係機関、交通事業者との連携の強化
------------------	-------------	-----------------------

(注2) サイクル・アンド・バスライド：バス停まで自転車を利用し、そこからバスで駅へ行く方式

(注3) パーク・アンド・バスライド：目的地から離れた駐車場まで自家用車を使い、そこからバスを利用する方式

主要：主要事業

新拡：新規・拡充事業

IV 主要事業の内容とスケジュール

1-(1)-① 総合的な交通計画の策定

便利で住みやすいまちづくりを進めるためには、誰もが安全で快適に移動できる交通システムを整備することが重要となります。交通行政は広域的な視点で取り組むことが必要であり、市内においても道

路整備と交通規制の両面から総合的に推進することが求められます。特にバス交通の充実、自動車と歩行者、車いす、自転車等の共存、広域的な幹線道路の整備と合わせた新交通システムの導入や、商業振興と連動した駅周辺の交通処理計画の策定などが、交通政策上重要な検討課題となっています。このため、交通事業者や市民、有識者等の参加による検討会議を設置し、市独自の総合的な交通計画を策定します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
総合的な交通計画の策定	計画の策定・実施	検討	19 検討	20	21 調査	22 策定

- 2-(2)-① 基幹交通としての路線バスの強化・拡充
- 2-(2)-② 補完交通としてのコミュニティバスの整備・充実
- 2-(2)-③ 地域特性に合わせた運行形態の選択
- 2-(2)-④ コミュニティバス運賃のワンコイン化の推進
- 2-(2)-⑤ 乗換拠点の拡充

平成18年度に策定したコミュニティバス事業基本方針に基づき、基幹交通としての路線バスと補完交通としてのコミュニティバスの役割分担を踏まえ、地域特性にあわせたコミュニティバスの運行を進めます。北野ゾーンについては、実証運行の結果を踏まえ、見直し路線の本運行を行うとともに、三鷹台ゾーンや西部ゾーンのルート見直しを行うほか、新中ゾーンについてはルートの新設を検討します。また、運賃のワンコイン化などの低料金化をめざすとともに、サイクル・アンド・バスライドと連携した乗り継ぎステーションを整備し、乗換拠点を拡充するなど、「みたかバスネット」の構築を推進します。

(市・関係機関・関係団体・民間・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
コミュニティバス事業基本方針(みたかバスネット)の推進	見直し・運行	コミュニティバス事業基本方針策定 見直し・運行	19 見直し・運行	20	21	22

- 2-(3)-① ノンステップバス(超低床バス)・リフト付バス導入の要請
- 2-(3)-② 福祉の移送サービスの活動支援
- 2-(3)-③ 交通関連施設のバリアフリーの推進

本市においても、公共交通機関の利用による高齢者、障がい者等の移動の安全性及び利便性の向上が急務となっています。市内の主要な交通手段であるバス交通について、ノンステップバス(超低床バス)の導入やリフト付きバスの運行を促進するよう事業者等に要請するとともに、高齢者、障がい者の移動手段として重要な役割を果たすNPO等の移送サービスの活動に対し支援します。

また、公共施設においては、音声誘導装置や誘導ブロック、エレベーターの設置など、福祉のまちづくりの整備基準・誘導基準に基づいた整備を行っていきます。また民間の都市交通事業者に対しても、同様の整備を行うよう要請します。

さらに、「バリアフリーのまちづくり基本構想」により指定した重点整備地区について、関係機関、交通事業者、道路管理者、警察署等との連携を図りながら、バリアフリー化整備を行い、移動の円滑化を進めます。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
ノンステップバス(超低床バス)・リフト付バス導入の要請	要請	112台導入	19 要請	20	21	22
バリアフリーのまちづくり基本構想の推進(重点整備地区を指定し、移動の円滑化を図る。)	基本構想・基本計画推進	基本構想・基本計画策定及び推進	19 推進	20	21	22

2-(4)-① サイクル・アンド・バスライドの拡充整備

居住地域の最寄バス停の利用を促し、鉄道駅周辺への自転車の流入を抑制するため、バス停の近隣地にサイクル・アンド・バスライドとして、駐輪場を拡充して整備します。天文台下駐輪場のほか、他の地区においても、取り組みを進めます。

(市・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
サイクル・アンド・バスライドの拡充整備	2か所整備		整備	運営	整備・運営	

2-(6)-① 調布・保谷線へのLRT等新交通システム導入の要請

2-(6)-② 東八道路への地下鉄導入の要請

南北方向(調布保谷線)へのLRT(新路面電車)の導入と、東西方向(東八道路)への地下鉄の導入について、近隣市と協議しながら協力して、東京都に積極的に要請します。

(市・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
調布・保谷線へのLRT(新路面電車)等新交通システム導入の要請	導入の要請	導入の要請	要請			
東八道路への地下鉄導入の要請	導入の要請	導入の要請	要請			

3-(5)-② 駐輪場整備方針の策定

3-(5)-③ 鉄道駅周辺駐輪場整備の推進

3-(5)-④ 三鷹駅南口周辺駐輪場の整備と有料化の実施

3-(5)-⑤ 鉄道事業者への駐輪場設置の要請

放置自転車問題は大きな問題であり、駐輪場整備は急務の課題となっています。そこで、駐輪場を整備するための方針を策定するとともに、鉄道駅周辺の駐輪場の整備を引き続き推進します。特に、駅南口周辺に市有地等で運営している駐輪場用地を有効活用するために、市が所有する駐輪場用地の立体的活用を検討し、駐輪場を整備します。さらに、鉄道事業者に対して、駅周辺地区の駐輪場整備について、協力を要請します。

また、受益者負担の適正化の視点から、順次、駐輪場の有料化を実施します。

(市・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
駐輪場整備方針の策定	策定・推進	実施	検討		策定	推進
駐輪場用地の立体的活用の検討	2か所の整備・運営 1か所の整備検討	1か所 整備・運営	整備・運営	検討		
三鷹駅南口周辺駐輪場の整備と有料化の実施	有料化の実施 4か所	2か所	実施			

V 新規・拡充事業の内容

2-(1)-① シャトルバス路線整備の要請

市周辺部の集客施設への交通の便を確保するため、シャトルバス路線等の整備・拡充を要請します。

(市・関係機関・民間)

■ 2-(5)-① 吉祥寺通り等へのバス優先レーン設置の検討

吉祥寺通り（3・4・14号線）は各方面へのバス交通の動脈となっており、将来的な都市計画道路整備に伴い、バス優先レーンの設置を検討します。

（市・関係機関）

■ 3-(2)-① コミュニティゾーン設定の検討

生活道路における歩行者等の安全を確保するためには、通過交通の乗り入れを抑制することが必要であり、交通規制を含めたコミュニティゾーンの設定が大きな効果をあげています。そこで、沿道市民の協力を得ながら新たなコミュニティゾーンの設置について検討します。また、コミュニティゾーンにおける一方通行等の交通規制の導入などにより、安全な生活道路の確保を図ります。

（市・市民・関係機関）

■ 3-(5)-⑥ レンタサイクルシステム等の導入の検討

駐輪場の有効活用及び放置自転車数の減少を図るため、撤去自転車をレンタサイクルの一部に活用するシステムの導入を検討します。

（市）

■ 3-(5)-⑦ 自転車通行安全対策の推進

通学路、事故の多発する交差点及びカーブ等への滑り止めカラー舗装等を実施します。

（市）

■ 3-(6)-① 道路管理指導の徹底

■ 3-(6)-② 交通管理者との連携の強化

違法駐車防止に関する条例に基づき、違法駐車防止について三鷹駅周辺地区や市立アニメーション美術館周辺などを重点とした対策を進めるとともに、三鷹警察署など関係機関と連携を図りながら、違法駐車のない安全で快適な交通環境の整備を推進します。

（市・関係機関）

■ 3-(6)-③ 荷捌き駐車対策の推進

三鷹駅南口周辺の荷捌き駐車場の減少を図り、交通流動の活性化に努めます。

（市・関係機関）

■ 4-(1)-① 自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進

交通安全の推進のためには道路の改良や交通規制の整備などのほか、車、自転車などの交通ルールの徹底やモラルの向上を進める必要があります。そこで、第8次交通安全計画に基づき、関係機関と連携を図り、安全運転の徹底を目標に、無灯火、携帯電話等による片手運転、スピードの出し過ぎなどの防止を重点課題とし、安全対策に取り組みます。また、自転車安全講習会の開催などの対策を講じ、自転車を利用するうえでの交通安全意識の啓発を強化します。

（市・市民・関係機関）

■ 4-(1)-② 自転車安全講習会の拡充

「自転車の安全利用に関する条例」に基づく自転車安全講習会について、キャンペーンを行うなど普及・啓発に取り組むほか、企業や学校等への出張講座を開催するなど内容を拡充し市民の自転車の安全利用に関する意識の向上を図ります。また、自転車利用者による「自転車安全整備制度」（傷害・損害賠償保険）への加入の促進に努めます。

（市・市民・関係機関）